

東静岡駅南口県有地
「文化力の拠点」基本計画（案）

平成 28 年 8 月

静 岡 県

東静岡駅南口県有地「文化力の拠点」基本計画（案）

目 次

第1章 計画の目的、位置付け、構成	
1-1 計画の目的	1
1-2 計画の位置付け	1
1-3 計画の構成	9
1-4 計画地の概要	10
第2章 整備方針	
2-1 基本的な方向性	13
2-2 個別整備方針	14
第3章 導入機能	
3-1 導入機能一覧	19
3-2 各導入機能の内容	20
第4章 施設整備にあたっての配慮事項	
4-1 動線計画	33
4-2 外部空間計画	34
4-3 内部空間計画	36
4-4 眺望、景観	37
4-5 交通、アクセス	40
4-6 その他	40
第5章 管理・運営の考え方	
5-1 「文化力の拠点」の管理・運営	42
5-2 様々な主体との協働による運営	44
第6章 事業化に向けて	
6-1 事業手法の整理	45
6-2 事業の流れ	47
参考資料	
・東静岡駅南口県有地への「文化力の拠点」基本計画策定専門家会議関係資料 （委員名簿、開催経緯、設置要綱）	参-1

第1章 計画の目的、位置付け、構成

1-1 計画の目的

静岡県では、本県を代表する「学術、文化・芸術、スポーツ」施設が集積する東静岡から名勝日本平、さらには三保松原に広がる地域の「場の力」の最大化を図るとともに、その玄関口となる東静岡地区に「文化力の拠点」を形成するため、平成27年3月に「“ふじのくに”の『文化力』を活かした地域づくり基本構想」（東静岡周辺地区の整備に関する有識者会議・静岡県）（以下、「基本構想」という。）を策定しました。

この基本構想を踏まえて、東静岡駅南口県有地に整備を見込む「文化力の拠点」の具体化を図り、事業化へ向けた方向性を示すため、「東静岡駅南口県有地への『文化力の拠点』基本計画策定専門家会議（会長：伊藤滋東京大学名誉教授）」の御意見を伺いながら、「東静岡駅南口県有地『文化力の拠点』基本計画（案）」をまとめました。

1-2 計画の位置付け

本県では、平成23年2月、静岡県総合計画「富国徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン」を策定しました。本計画は、概ね10年後の目指す姿を描く「基本構想」と、構想を実現するための最初の4年間（平成22年度～平成25年度）の具体的取組を示す「基本計画」で構成しており、平成26年3月には、平成26年度から平成29年度の4年間の計画期間とする「後期アクションプラン」を策定しています。

この「後期アクションプラン」では、“ふじのくに”づくりの戦略の一つとして『『憧れ』を呼ぶ“ふじのくに”づくり』を掲げ、多彩で魅力ある文化の創出と継承を図るとともに、誰をも惹きつけ、もてなす地域の魅力を高め、内外との多様な交流を拡大し深めていくこととしています。

この中で、『文化力の拠点』の形成」を、戦略の柱「多様な交流の拡大と深化」を構成する施策の方向の1つとして位置付け、本県を代表する「学術、文化・芸術、スポーツ」施設の集積エリアである東静岡から名勝日本平、さらには三保松原に広がる地域の「場の力」を最大限に磨き高め、“ふじのくに”の文化力の高さをアピールする「文化力の拠点」の形成を図ることとしています。

こうした位置付けの下、本県では、平成26年度に、「東静岡周辺地区の整備に関する有識者会議」を設置し、有識者の御意見をいただいた上で、“ふじのくに”の『文化力』を活かした地域づくり基本構想」を策定しました。この基本構想を踏まえ、「文化力の拠点」の具体化を図るため、本計画を策定するものです。

静岡県総合計画「富国有徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン」

基本構想 概ね 10 年間
基本計画 平成 22 年度～平成 25 年度
後期アクションプラン 平成 26 年度～平成 29 年度

● 県政運営の基本理念

「富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり」 ～ポスト東京時代の日本の理想郷を創る～

● 理念の具体化の方向性

○「命」を守る危機管理体制の充実 ○**徳のある人材の育成** ○豊かさの実現 ○自立の実現

● 戦略（抜粋）

○徳のある人材の育成
・「有徳の人」づくり
・「**憧れ**」を呼ぶ“ふじのくに”づくり

● 戦略の柱（抜粋）

- ・「憧れ」を呼ぶ“ふじのくに”づくり
- 1 多彩な文化の創出と継承
- 2 スポーツに親しみ技量をも高める環境づくり
- 3 多文化共生と地域外交の推進
- 4 交流を支えるネットワークの充実
- 5 誰をも惹きつけ、もてなす魅力づくり
- 6 **多様な交流の拡大と深化**

● 施策の方向（抜粋）

- 6 多様な交流の拡大と深化
- (1) 広域交流と連携の促進
- (2) 「文化力の拠点」の形成**
- (3) 農山漁村地域の魅力を活用した交流促進
- (4) 多様なライフスタイルに対応する移住・定住の促進

「ふじのくに」の『文化力』を活かした地域づくり基本構想（平成 27 年 3 月） （東静岡周辺地区の整備に関する有識者会議・静岡県）

東静岡から名勝日本平、さらには三保松原に広がる地域の「場の力」を高める地域づくりや東静岡駅周辺の「文化とスポーツの殿堂」にふさわしいたまたまを生み出すまちづくりを進めるため、目指す姿やまちづくりの視点、まちづくりのあり方などを示したもの。

東静岡駅南口県有地「文化力の拠点」基本計画（案） （平成 28 年 8 月）

（静岡県）

計画の位置付け

(参考) “ふじのくに” の『文化力』を活かした地域づくり基本構想

平成 26 年度に「東静岡周辺地区の整備に関する有識者会議」と静岡県が策定した、「ふじのくに」の『文化力』を活かした地域づくり基本構想」の主な内容は以下のとおりです。

序章 東静岡から名勝日本平、さらには三保松原に広がる地域

～高い「場の力」を有する地域～

- ・世界の宝「富士山」を仰ぎ見る最高の「場」としての日本平や三保松原、活発な東西軸と新たな南北軸による交流拠点の形成、本県を代表する「学術、文化・芸術、スポーツ」施設の集積及び様々な施設の連携した取組など、東静岡から名勝日本平、さらには三保松原に広がる地域が有する「場の力」を示しています。

第 1 章 「場の力」の最大化を図る地域づくり

- ・東静岡からから名勝日本平、さらには三保松原に広がる地域を対象とし、「世界の宝『富士山』をアイデンティティの源とした一体性のある地域」を目指す姿とし、地域づくりのあり方として、「場の力」を高める「面」としての地域づくり、地域の特徴や独自性を打ち出した求心力の強化、県都静岡にふさわしい地域づくりを示しています。

第 2 章 東静岡駅周辺のまちづくり

- ・「当地域の『陸の玄関口』にふさわしい『文化とスポーツの殿堂』」を目指す姿とし、まちづくりのあり方として、「文化とスポーツの殿堂」にふさわしいたたずまいの創出、統一感のあるデザイン、景観の形成を示しています。

第 3 章 東静岡駅南口県有地に整備を見込む「文化力の拠点」のコンセプトや

導入すべき機能等

- ・「世界の宝『富士山』をはじめとする数々の世界水準の魅力を生み出してきた本県の高い文化力を国内外に発信し、人々を惹きつける拠点」を目指す姿とし、「創造・発信」、「学ぶ・人づくり」、「出会い・交わる」をコンセプトとし、8つの導入すべき機能・機能例等を示しています。

基本構想では、東静岡駅周辺地区は、本県を代表する「学術、文化・芸術、スポーツ」施設の集積エリアである、東静岡から名勝日本平、三保松原に広がる地域の「陸の玄関口」と位置付けています。

また、東静岡駅周辺のまちづくりを進める視点として、①当地域の「陸の玄関口」にふさわしく美しく風格あるまちづくり、②“ふじのくに”の新たな拠点として賑わいを生み出すまちづくり、③東静岡駅南北一体の統一感あるまちづくりを掲げ、まちづくりのあり方として以下の事項を示しています。

【まちづくりのあり方】

(1)	「文化とスポーツの殿堂」にふさわしいたたずまいの創出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内外に誇る“ふじのくに”の魅力を発信するイベント・コンベンション等の舞台 ・ 学術、文化・芸術、スポーツ集積エリアへの玄関口 ・ 文化・芸術、スポーツに触れ・楽しみ・親しむ場 ・ 文化・芸術、スポーツを通じて多彩なふれあいを生み出す場
(2)	統一感あるデザイン、景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 富士山の眺望への配慮 ・ 美しい景観のまちづくり ・ 「文化とスポーツの殿堂」にふさわしいまちづくりの統一感あるデザインの形成

さらに、東静岡駅南口県有地に整備を見込む「文化力の拠点」については、①「文化力」を通じて世界から人々を呼び込む視点、②大都市にはない静岡らしさ、個性・特徴ある発想、③あらゆる人に向け本県の「文化力」の高さを発信する視点を取組の視点として、以下のコンセプト及び導入すべき機能を示しています。

【「文化力の拠点」のコンセプトと導入すべき機能、機能例】

コンセプト	導入すべき機能	機能例
創造・発信	個性ある文化の創造、磨き高め、国内外に向けて「文化力」の高さを発信する拠点機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本平や三保松原の歴史的・文化的価値、適切な保存管理の必要性等の理解促進 ・ 食、茶、花など本県の地域資源の国内外への発信 ・ アニメ、コンテンツ等による新たな文化の創造・発信 など
	恵み（食文化、農林水産業）の豊かさ、世界水準の自然の美しさを実感できる機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡が誇る食、茶、花など農林水産資源の魅力を発信する機能 ・ 和の食を堪能する機能 ・ 世界水準の魅力を発信する機能
学ぶ・人づくり	次代の静岡を担う若者が集い、地域に根差した活動や、静岡ならではの学びができる機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学コンソーシアムを中心とした地域人材の育成、大学間、大学と地域社会との連携を促進する機能 ・ 静岡ならではの「学」を創出し、究め、他の地域にない魅力ある学びを展開
	世代を超えて集い、生涯を通して学び、楽しみ、自らを高める機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯学習のニーズに応える「知」の拠点としての機能 など
	歴史の観点から静岡を学べる機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡を学び、再発見できる展示機能 ・ 古代東海道の遺構を活用した広場 など
出会い・交わる	東静岡から日本平、三保松原に広がる地域の玄関口にふさわしい交流の核となる機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ MICE 受入れ環境の充実（展望ルーム、多様な形態の宿泊施設、飲食施設など） ・ 人々が出会い交流を深める機能（カフェテリア、ミュージアムショップ） など
	留学生支援により海外との多彩な出会い・交流の創出、産業面からも海外とのつながりを深める機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 留学生支援や多文化共生の拠点 ・ 産業のグローバル化や国際交流を促進する機能 など
	人と人とのふれあいが将来の暮らしに明るい展望を生む場としての機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産・子育てを支援する施設 ・ 出会いのスポット など

“ふじのくに”の「文化力」を活かした地域づくり基本構想 概要 ～東静岡から名勝日本平、三保松原に広がる地域の整備～

【第1章 「場の力」の最大化を図る地域づくり】

【高い「場の力」を有する東静岡から名勝日本平、さらには三保松原に広がる地域】

富士山を仰ぎ見る最高の「場」

- ・世界遺産富士山を仰ぐ神話・歴史・文化溢れる日本平
- ・「芸術の源泉」、「信仰の対象」の両面で富士山とつながる三保松原



富士山を仰ぎ見る最高の「場」
名勝 日本平からの眺望



徳川家康公を祀る
久能山東照宮社殿(国宝)



万葉の昔から愛される三保松原の
白砂青松と霊峰富士の眺望

本県を代表する「学術、文化・芸術、スポーツ」施設の集積エリア

- ・数多くの高等教育機関の集積
- ・文化・芸術、スポーツ施設の集積
- ・集積する様々な施設の連携した取組

東西軸・南北軸の「交流拠点」

- ・古代東海道遺跡（古からの東西の交流軸）
- ・活発な東西交流
- ・中部横断自動車道の開通による山梨、日本海に至る新たな交流の結節点



【目指す姿】

世界の宝「富士山」をアイデンティティの源とした一体性のある地域

富士山を眺望する聖地「日本平」が中心に位置し、富士山が生活に密着する当地域は、世界の宝「富士山」をアイデンティティの源とした一体性のある地域づくりを進め、国内外の人々を惹きつけ、憧れを呼ぶ「場の力」の最大化を図ることがその地域性に最も適っています。

- ・日本平山頂部を当地域の特別な「場」と捉え、「中心」とする視点
- 【取組の視点】・東静岡を「陸の玄関口」と捉える視点
- ・三保松原を富士山の普遍的価値を証明する上で不可欠の構成資産と捉える視点

【地域づくりのあり方】

(1) 「場の力」を高める「面」としての地域づくり

○「点」から「線」、「線」から「面」への地域づくり

- ・個々の施設の魅力の磨き上げや、施設間連携の強化
- ・歴史・文化・神話など地域に根差したストーリーづくり、「緑のネットワーク」づくり
- ・「協働の力」の積極的な活用

○「点」と「点」をつなぎ「面」に高める公共交通ネットワーク

- ～キーワードとなる「脱車（だつくるま）」～
- ・利便性が高く魅力ある公共交通によるネットワーク構築
- ・様々な公共交通の組合せ（バス、ロープウェイ、水上交通など）
- ・歴史、文化のストーリーを辿る公共交通のネットワーク

(2) 地域の特徴や独自性を打ち出した求心力の強化

○交通の利便性を活かした地域づくり

- ・飛躍的に高まる交通利便性を最大限活かした地域づくり
- ・県内に加え、国内外から人々を呼び込む求心力の高い地域づくり

○地域の独自性の打ち出し・アイデンティティの確立

- ・自律的、持続的に発展できる独自性ある地域づくり
- ・大都市にはない静岡らしさ、個性・特徴ある地域づくり
- ・アイデンティティの源となる富士山を仰ぎ見る日本平山頂のシンボル施設整備
- ・「学術、文化・芸術、スポーツ」の集積地である特長を前面に打ち出した地域づくり

(3) 県都静岡にふさわしい地域づくり

○東静岡と静岡都心、清水都心が相互に連携し活気が出る地域づくり

- ・東静岡、静岡都心、清水都心が相互に連携して「プラスサム」の効果を生み出す地域づくり
- ・県と市が連携して「場の力」を高める地域づくり

○県都静岡の新たな交流の拠点づくり

- ・都市機能の向上を図る県有地・市有地の有効活用

【第2章 東静岡駅周辺のまちづくり】

【目指す姿】 当地域の「陸の玄関口」にふさわしい「文化とスポーツの殿堂」

【取組の視点】

- ・当地域の「陸の玄関口」にふさわしい美しく風格あるまちづくり
- ・“ふじのくに”の新たな拠点として賑わいを生み出すまちづくり
- ・東静岡駅南北一体の統一感あるまちづくり

【まちづくりのあり方】

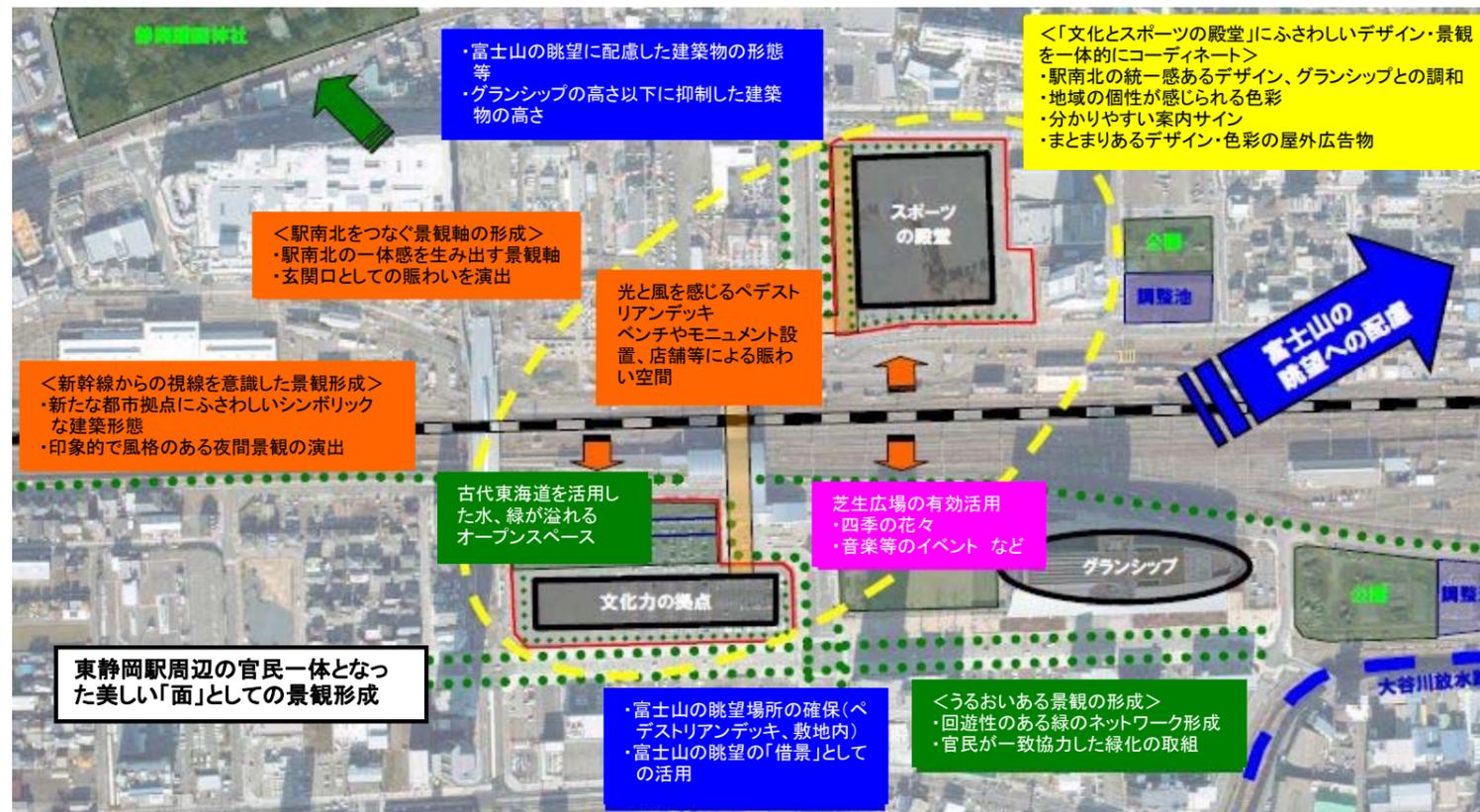
○「文化とスポーツの殿堂」にふさわしいたまたまの創出

- ①国内外に誇る“ふじのくに”の魅力を発信するイベント・コンベンション等の舞台
 - ・「静岡」を世界に売り込むイベント・コンベンションの継続的開催
- ②学術、文化・芸術、スポーツ集積エリアへの玄関口
 - ・玄関口として備えるべき情報発信や結節点の機能
- ③文化・芸術、スポーツに触れ・楽しみ・親しむ場
 - ・高いレベルの文化・芸術、スポーツに触れ、楽しみ、親しむ場
- ④文化・芸術、スポーツを通じて多彩なふれあいを生み出す場
 - ・文化・芸術、スポーツの鑑賞、観劇、観戦、創作活動等を通じたふれあい

○統一感あるデザイン、景観の形成

- ①富士山の眺望への配慮
 - ・眺望に配慮した建築物の形態等
 - ・眺望場所の確保
 - ・眺望の「借景」としての活用
- ②美しい景観のまちづくり
 - ・新幹線からの視線を意識した景観形成
 - ・駅南北をつなぐ景観軸の形成
 - ・うるおいある景観の形成
 - ・印象的で風格のある夜間景観の演出
- ③「文化とスポーツの殿堂」にふさわしいまちづくりの統一感あるデザインの形成
 - ・「文化とスポーツの殿堂」にふさわしいデザイン、景観を一体的にコーディネート
 - ・背景となる丘陵の緑に映える建築形態
 - ・新都市にふさわしい光、水、花、緑溢れるオープンスペース
 - ・親近感あるデザイン

【まちづくりのあり方(イメージ)】



光と風を感じるペDESTリアンデッキ(イメージ)



ペDESTリアンデッキ等での作品展示(イメージ)



水と緑溢れるオープンスペース(古代東海道イメージ復元)



交流の場となる広場・オープンカフェ(イメージ)



水と緑溢れるオープンスペース(せせらぎの水辺空間イメージ)

【第3章 東静岡駅南口県有地に整備を見込む「文化力の拠点」のコンセプトや導入すべき機能等】

【目指す姿】
世界の宝「富士山」をはじめとする数々の世界水準の魅力を生み出してきた本県の高い文化力を国内外に発信し、人々を惹きつける拠点

【取組の視点】

- ・「文化力」を通じて、世界から人々を呼び込む視点
- ・大都市にはない静岡らしさ、個性・特徴ある発想
- ・あらゆる人に向けて本県の「文化力」の高さを発信する視点

【コンセプト】

創造・発信

- ・魅力ある文化の創造
- ・国内外への文化の発信
- ・地域の伝統・生活文化の継承

学ぶ・人づくり

- ・文化を担う人材の育成
- ・“ふじのくに”ならではの学びの提供

出会い・交わる

- ・地域外交による国際化の推進
- ・多彩な文化活動と交流の拡大
- ・文化・芸術の香り高く、若者が集う魅力ある空間

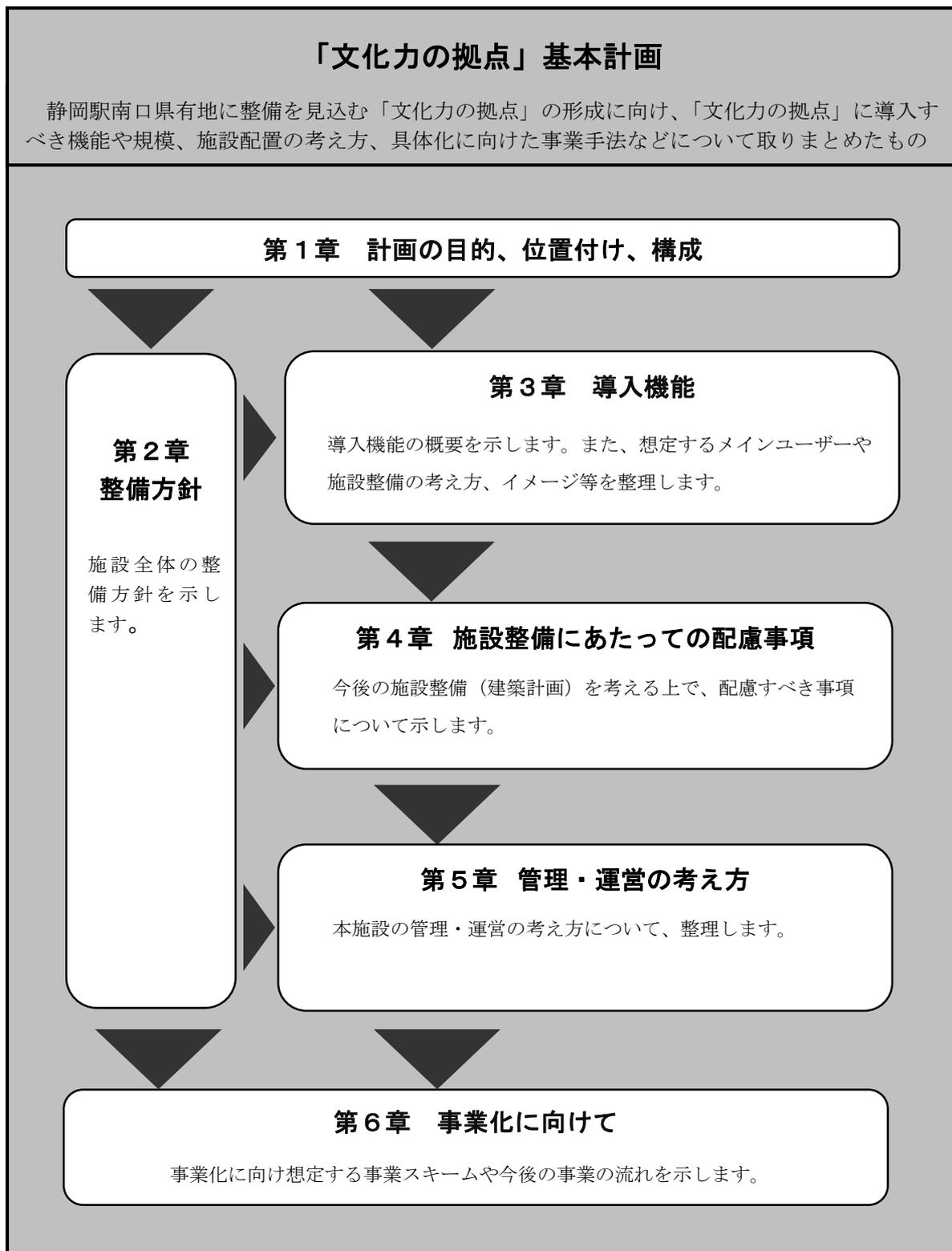
【導入すべき機能】

【機能例】

<p>個性ある文化の創造、磨き高め、国内外に向けて「文化力」の高さを発信する拠点機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○日本平や三保松原の歴史的、文化的価値、適切な保存管理の必要性等の理解促進 ○「食」、「茶」、「花」など本県の地域資源を磨き高め、独自の文化の創造、国内外に発信 ○文化施設相互間の連携促進、県内の文化施設の連携・交流促進するセンター ○アニメ、コンテンツ等による新たな文化の創造・発信（静岡に人を呼び込み、地域経済の活性化）
<p>恵み（食文化、農業、林業、水産業）の豊かさ、世界水準の自然の美しさを実感できる機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○静岡の豊かな恵みの集積（味わい、求める） ○静岡が誇る「食」、「茶」、「花」など農林水産資源の魅力発信 ○静岡の「和の食」の新しい素材や料理などを堪能 ○静岡の世界水準の魅力発信、静岡観光のゲートウェイ
<p>次代の静岡を担う若者が集い、地域に根差した活動や、静岡ならではの学びができる機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ふじのくに地域・大学コンソーシアムを中心とした地域人材の育成、大学間、大学と地域社会との連携促進 ○静岡ならではの「学」を創出し、究め、他の地域にない魅力ある学びを展開
<p>世代を超えて集い、生涯を通して学び、楽しみ、自らを高める機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習のニーズに応える「知」の拠点 ○子供を応援、将来を担う感性豊かな人材を育成
<p>歴史の観点から静岡を学べる機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○歴史の観点から静岡を学び、再発見できる展示 ○東静岡駅南口の古代東海道の遺構を活用した展示
<p>東静岡から日本平、三保松原に広がる地域の玄関口にふさわしい交流の核となる機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○静岡のMICE受入れ環境の補完・充実 ○多彩な文化活動やイベント等を通じた出会い・交流 ○文化・芸術の香りある空間
<p>留学生支援により海外との多彩な出会い・交流の創出、産業面からも海外とのつながりを深める機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○留学生を支援、多文化共生の拠点 ○海外のビジネスパーソンの招致、産業のグローバル化支援、国際交流促進
<p>人と人とのふれあいが将来の暮らしに明るい展望を生む場としての機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○母親が静岡で子供を産み育てたい気持ちにさせる、母親同士が語らい交流を深めさせる ○若者同士が出会い、語らい、ふれあいを生み出す、若者が自らの将来設計を描く機会を創出し、結婚、子育てに憧れを抱かせる

1-3 計画の構成

本計画の構成は以下のとおりです。



「文化力の拠点」基本計画の位置づけと構成

1-4 計画地の概要

東静岡から名勝日本平、三保松原に広がる地域は、本県を代表する「学術、文化・芸術、スポーツ」施設の集積エリアです。また、当地域は、鉄道や幹線道路等の交通インフラに恵まれ、活発な東西軸の交流を担ってきました。今後、中部横断自動車道の開通により、新たな南北軸の交流の活発化が見込まれる中、東西軸・南北軸の結節点となり、東静岡駅周辺地区は、ヒト・モノ・情報の集積する交流拠点となることが期待されます。

県と静岡市は、平成元年度から平成2年度にかけて策定した「東静岡地区新都市拠点整備事業 総合整備計画」に基づき、県都静岡にふさわしい新たな拠点を東静岡駅周辺地区に形成するため、静岡県コンベンションアーツセンター（グランシップ）の整備をはじめ、駅前広場や道路、東静岡大橋などの都市基盤整備を進めてきました。

こうした中、駅南口県有地及び北口市有地は、当地域の「陸の玄関口」にふさわしい「文化とスポーツの殿堂」を目指す姿とし、新たな拠点として賑わいを生み出すまちづくりや、駅の南北一体の統一感あるまちづくりの核となることが求められています。



計画地の位置関係



東静岡から名勝日本平、さらには三保松原に広がる地域

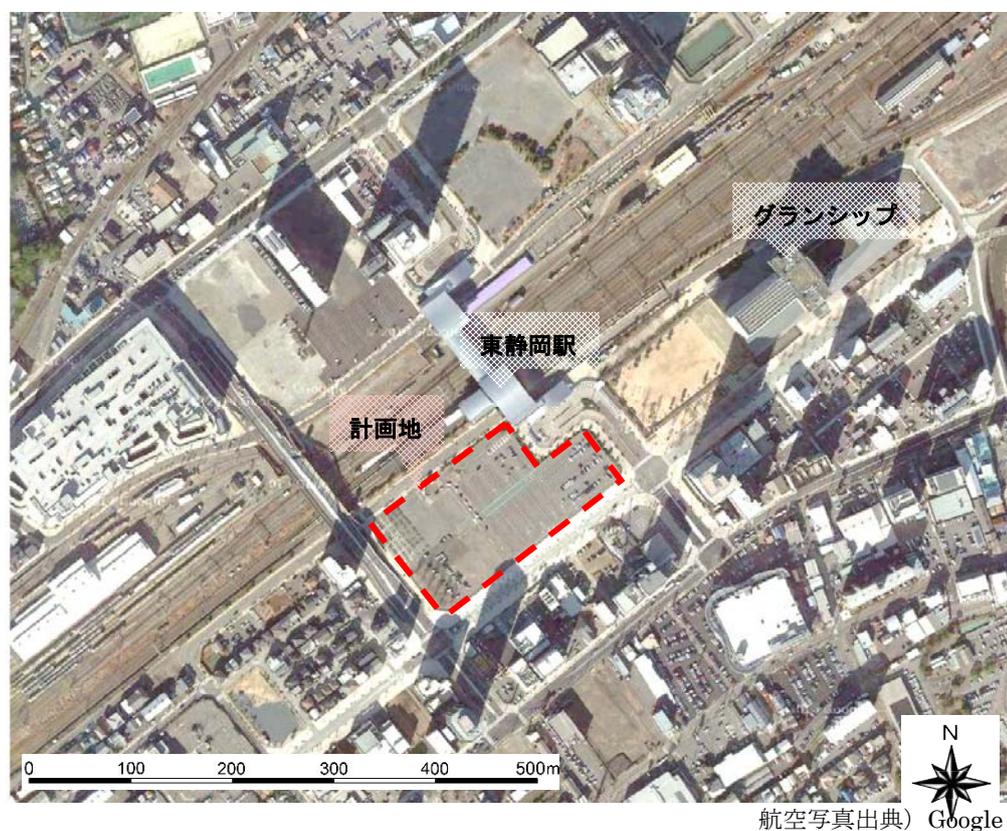
「文化力の拠点」の整備を見込む東静岡駅南口県有地（以下「計画地」という。）を含む東静岡駅周辺地区は、静岡市が主体となって、平成5年度から土地区画整理事業が進められ、街路や駅前広場、公園緑地等の都市基盤や街区が整備されてきました。平成10年度には、JR東静岡駅が開業するとともにグランシップが開館し、新たな都市拠点が形成されつつあります。計画地周辺の街区には、商業施設や金融機関、高層マンション等が立地しています。

計画地は、面積が約24,300㎡（東西約230m、南北約120m）であり、現在、グランシップの駐車場として暫定利用され、普通車約550台（うち車椅子利用者用7台）、大型バス36台が収容可能となっています。

計画地は周知の埋蔵文化財包蔵地である曲金北遺跡の範囲に含まれており、隣接地における埋蔵文化財調査の状況から、計画地の一部では地表から約2mの深さに、奈良時代から平安時代前期に使われた幅約12～13mの古代東海道の遺構が検出されることが確認されています。古代東海道の遺構は地域の貴重な歴史資産であり、県では遺構を現状保存すべきものと判断しています。

計画地の法的規制の状況として、都市計画法第8条（地域地区）に規定する商業地域（建ぺい率80%、容積率500%）及び防火地域が決定されています。また、都市計画法第12条の4（地区計画等）に規定する地区計画（地区整備計画）が決定され、文化・交流施設、高度情報施設等の集積を図り、地区の中心的存在とする一方、新都市形成の先導的役割を担う街区として土地利用を図ることとされています。

計画地の地上レベルからは、北東の方角に東静岡駅とグランシップの間から富士山を、また、北西の方角には、市街地内の身近な緑である谷津山を眺望することができます。



計画地の現況（航空写真）

「文化力の拠点」の整備を見込む東静岡駅南口県有地の概要

【面積・現況】

- ・約 24,300 m²（東西約 230m、南北約 120m）
- ・現状はグランシップ駐車場として暫定利用

【用途地域等】

- ・商業地域（容積率 500%、建ぺい率 80%）に指定
- ・防火地域に指定

【地区計画（核施設ゾーン）】

土地利用の方針	・文化・交流施設、高度情報施設等の集積を図り、地区の中心的存在とする一方、新都市形成の先導的役割を担う街区として土地利用を図る。
建築物の用途の制限	・用途地域（商業地域）による用途制限に加え、(1) キャバレー、ナイトクラブ、個室付浴場等、(2) マージャン屋、パチンコ屋、カラオケボックス等、(3) 戸建て住宅、共同住宅及び併用住宅、(4) 工場、(5) 倉庫は建築できない。
容積率の最高限度	・容積率の最高限度は 500%（劇場、映画館、演芸場又は観覧場は 300%） ※総合設計制度を利用して、さらに高容積の建物が建築可能
建築物の敷地面積の最低限度	・建築物の敷地面積の最低限度は 1,000 m ²
建築物の高さの最低限度	・建築物の高さの最低限度は 9 m
壁面の位置の制限	・建築物の外壁、柱、塀等は、街区東側及び南側道路境界から 3 m 以上、街区北側道路境界から 2 m 以上後退
建築物の形態又は意匠の制限	・建築物の外壁・屋根等の色彩は、原色を避け、周辺環境に配慮した落ち着いた色調 ・屋外広告物や植栽方法等は、地区全体の都市景観を損ねないよう十分配慮 ・東静岡南口駅前通線、東静岡北口駅前通線及び東静岡中央線に面する店舗等の 1 階部分のシャッターは透視可能なもの

【その他】

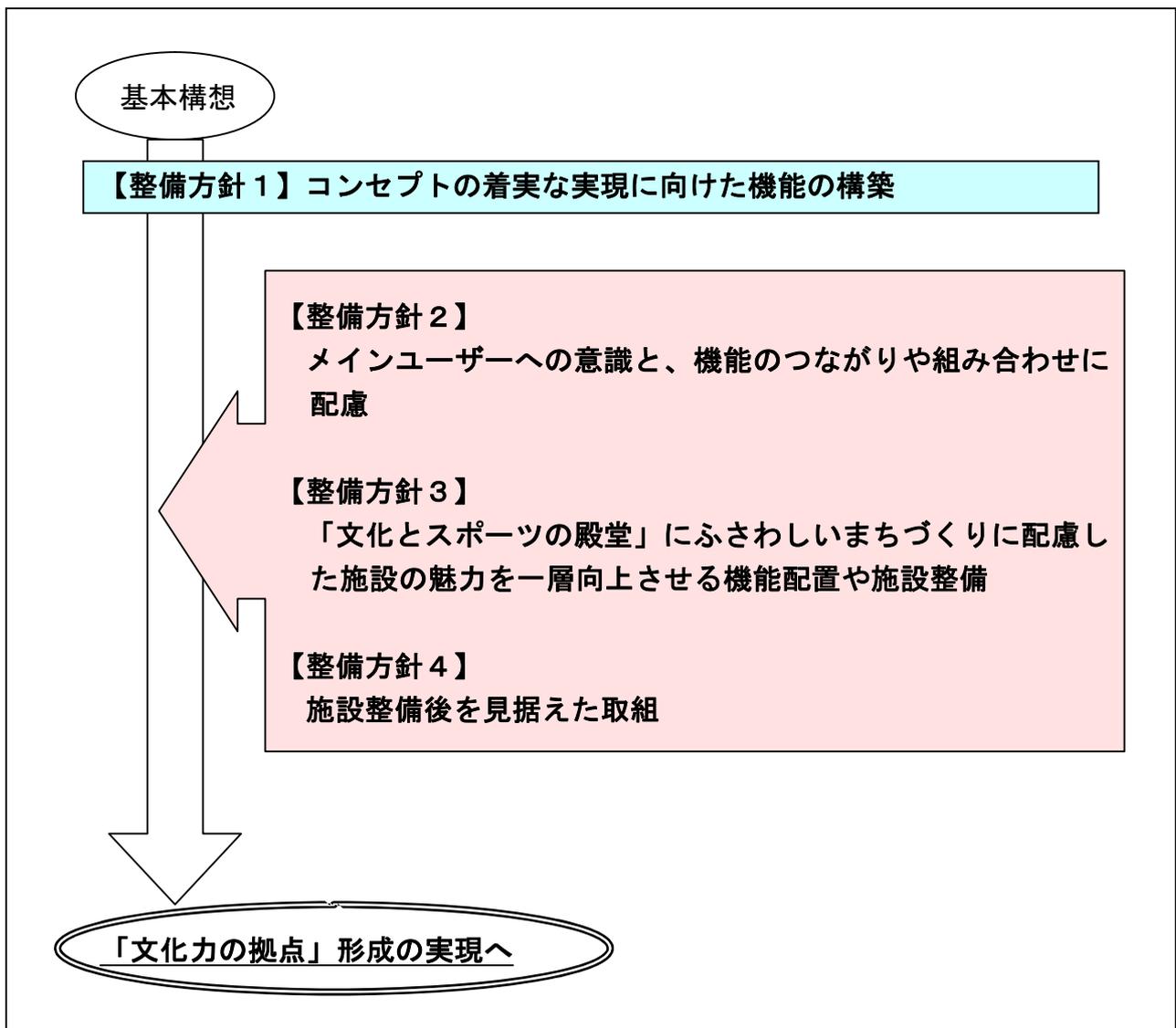
- ・駐車場の附置義務（床面積に応じた駐車施設の附置が必要）

第2章 整備方針

2-1 基本的な方向性

「文化力の拠点」の整備に当たっては、基本構想第2章（東静岡駅周辺のまちづくり）に示すまちづくりのあり方を踏まえ、東静岡駅周辺の「文化とスポーツの殿堂」にふさわしいたたずまいを生み出す駅南北一体の統一感あるまちづくりに配慮します。

また、拠点施設の機能は、基本構想第3章（東静岡駅南口県有地に整備を見込む「文化力の拠点」のコンセプトや導入すべき機能等）に示す内容を反映したものとし、以下のフローにしたがって、「文化力の拠点」の形成を実現していきます。



2-2 個別整備方針

基本的な方向性に示す、個別の整備方針については、以下のとおりです。

<整備方針1>

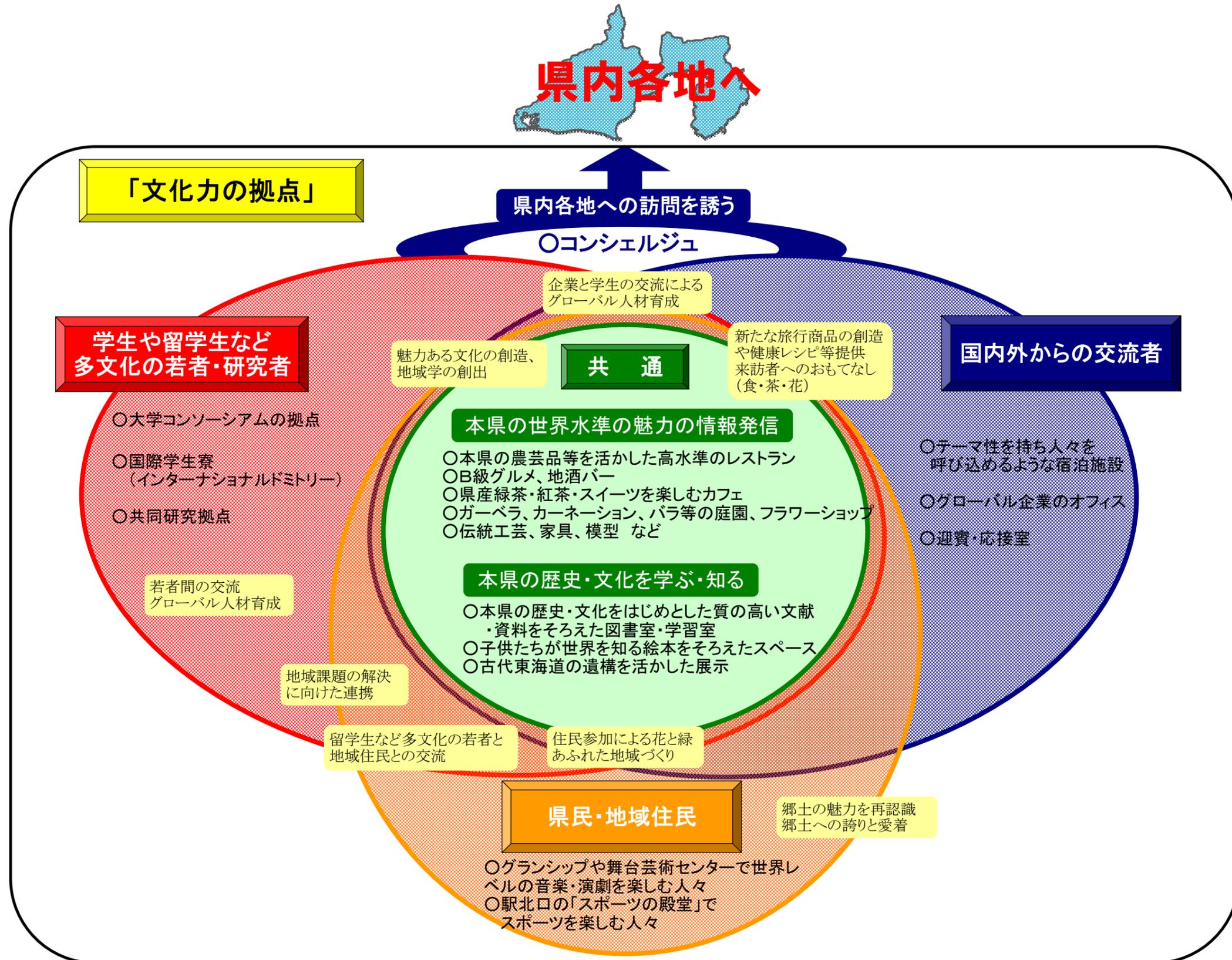
(1) コンセプトの着実な実現に向けた機能の構築

- 基本構想の3つのコンセプトの着実な実現に向けた機能を導入します。
 - 「創造・発信」を実現するため、多目的情報発信スペースなど、個性ある文化を創造し、磨き高め、国内外に向けて「文化力」の高さを発信する拠点機能等を導入します。
 - 「学ぶ・人づくり」を実現するため、大学コンソーシアムや共同研究の拠点機能、図書室機能など、次代の静岡を担う若者が集い、地域に根差した活動や、静岡ならではの学びができる機能等を導入します。
 - 「出会い・交わる」を実現するため、国際学生寮機能など、留学生支援により海外との多彩な出会い・交流を生み出す機能等を導入します。

<整備方針2>

(2) メインユーザーへの意識と、機能のつながりや組み合わせに配慮

- 施設のメインユーザーと導入機能を整理した上で、各機能のつながりや組み合わせに配慮することで、様々な人々の交流を促進させ、世代や国境を越えて、多様な交流や賑わいを生み出す施設にします（イメージ図は次ページ）。
 - 留学生等を積極的に呼び込み、日本人学生と同じ空間を共有します。
 - 留学生と地域住民等、地域レベルでの国際交流を促進します。幅広い国々の留学生や交流客の利用が可能となる受入れ態勢を整えます。
 - グランシップや駅北口で静岡市が進める「スポーツの殿堂」と一体となって、新たな賑わいと交流を生み出す「文化とスポーツの殿堂」を形成します。



<整備方針3>

(3) 「文化とスポーツの殿堂」にふさわしいまちづくりに配慮した施設の魅力を一層向上させる機能配置や施設整備

- 基本構想の「文化とスポーツの殿堂」にふさわしいまちづくりに配慮し、(1)、(2)の取組の効果を最大限発揮するような機能配置、施設整備を行います。

① 動線計画

- 東静岡駅や静岡市が駅北口で整備を進める「スポーツの殿堂」、グランシップ及び芝生広場等一連の外部空間の周辺施設とのつながりを意識した動線を確保します。

② 外部空間計画

- 外部空間について、地域や静岡市の取組と協調の上、「文化とスポーツの殿堂」にふさわしい統一感あるデザインで一体性を確保するとともに、新都市にふさわしい光、水、花、緑溢れるオープンスペースの確保に努めます。
- 東静岡駅南口駅前通線や東静岡中央線などの主要道路沿いの空間を有効に活用し、賑わいの創出につながる空間を生み出します。
- 本県の多彩な花や樹木等により「ふじのくに『花の都』しずおか」にふさわしい敷地内での緑化に努め、まちの景観にうるおいを与えます。

③ 内部空間計画

- 計画した動線を意識して、個別機能を配置します。
- 個々の機能同士のつながりを意識した空間構成とします。

④ 眺望、景観

- 県有地から北東方向に見える、“ふじのくに”の「文化力」の源である富士山の眺望に配慮します。
- 「文化とスポーツの殿堂」として、東静岡駅周辺地区内の美しくうるおいある景観に配慮したまちづくりに寄与する設計とします。

※ なお、上記内容は、東静岡地区のより良い景観を形成するため設置した「東静岡地区における『都市景観検討技術会議』」が、平成28年8月に取りまとめている「東静岡地区景観形成基本方針（景観ガイドライン）案」の内容を踏まえたものとします。

⑤ 交通、アクセス

- 適切な車両動線を確保しながら、新たな交通需要を見据えた施設整備を行います。

⑥ その他

- 施設整備にあたり、ユニバーサルデザインや県産材の活用等に配慮します。

〈施設の魅力を一層向上させる、機能配置や施設整備のイメージ〉

- ・ 東静岡駅自由通路から文化力の拠点への歩行者動線の確保

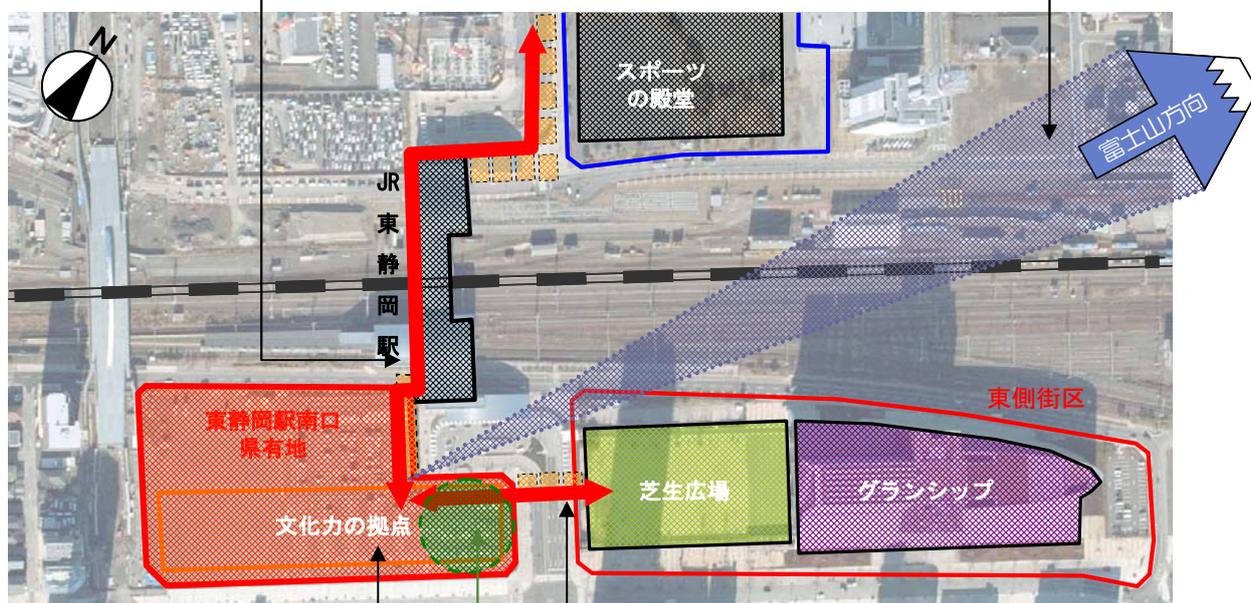
(東静岡駅自由通路から施設への歩行者連絡橋(ペDESTリアンデッキ)の設置等)

- ・ 富士山の眺望の確保

(駅との動線(歩行者連絡橋(ペDESTリアンデッキ))部等)

- ・ 富士山が借景可能となる設計に配慮

(国際学生寮のシェアルームや宿泊施設の客室等)



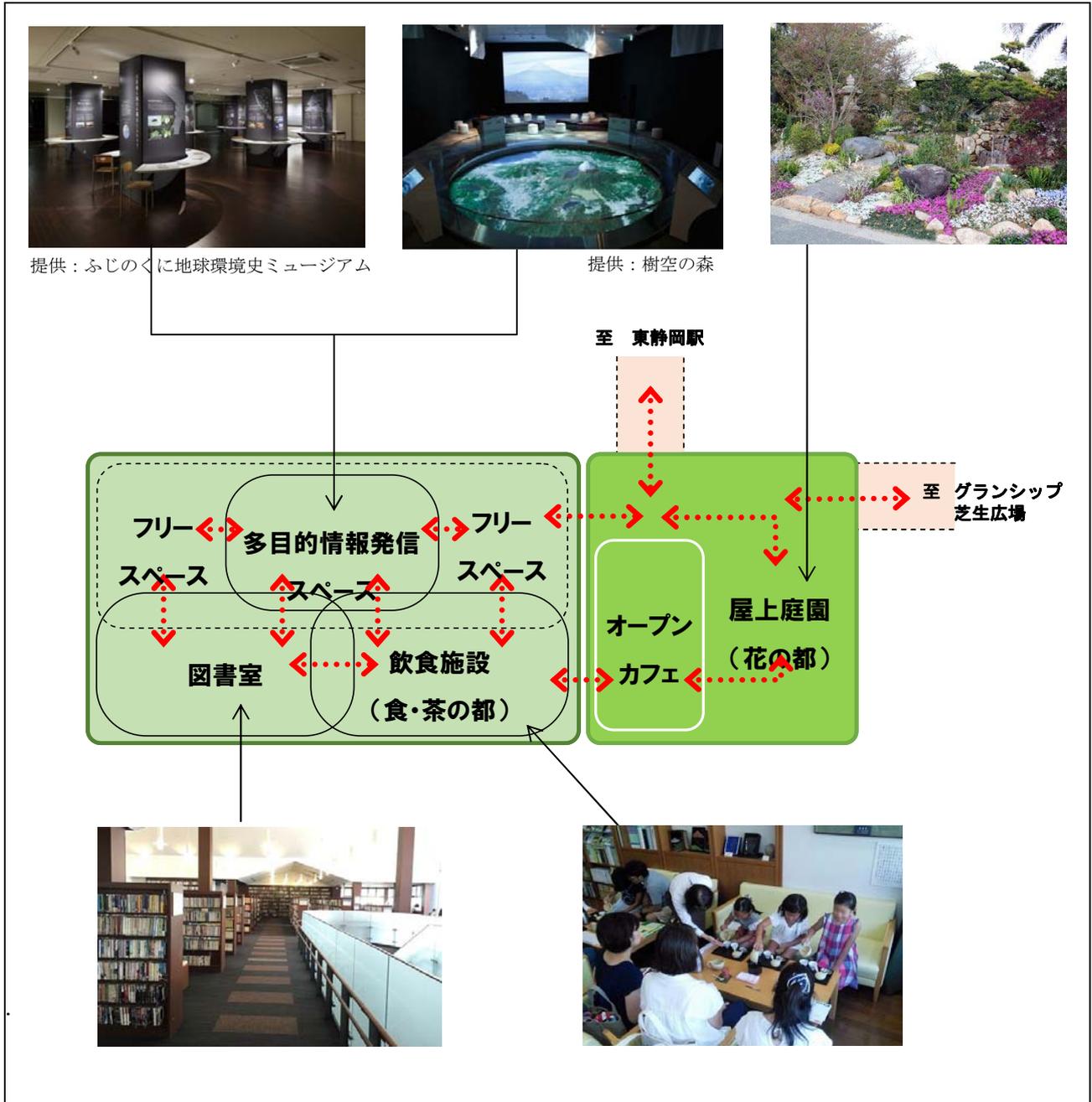
- ・ 施設の高さをグランシップと同程度の高さとし、スカイラインを意識

- ・ 「文化力の拠点」から東側街区(グランシップ、芝生広場)への動線の確保

(歩行者連絡橋(ペDESTリアンデッキ)の設置可能な構造とする。)

- ・ 駅前広場や街区東側及び南側の都市計画道路沿いの空間は、食や茶の魅力を発信するカフェ等の賑わいを生み出す施設を配置
- ・ あわせて、前面街路と一体となった景観に配慮

〈個別機能間のつながりのイメージ〉



〈整備方針 4〉

(4) 施設整備後を見据えた取組

- 施設整備後も見据えて、管理・運営面やコスト面を考慮した取組を進めます。
 - 「文化力の拠点」の効果の最大化を図るため、適切な管理運営体制を構築します。
 - 事業化にあたっては、民間活力を積極的に導入し、整備後の効率的な維持管理が可能となるよう、最適な事業スキームを構築した上で、整備を行います。
 - 施設整備に当たってのコスト意識を強く持ち、県の財政負担の軽減に努めます。

第3章 導入機能

3-1 導入機能一覧

第2章の「整備方針」を踏まえ、基本構想に定める「文化力の拠点」のコンセプトを着実に実現する機能を導入するとともに、施設のメインユーザーを通じた機能間の相互作用により、交流促進や賑わい創出への好循環が生み出されるような機能の導入を図ります。

【「文化力の拠点」導入機能】

コンセプト	機能	メインユーザー	規模感※ (㎡程度)	民間提案※	備考
創造・発信	多目的情報発信スペース (コンシェルジュ機能含む)	交流客	1,000		
	食の都、茶の都 (食の都仕事人等レストランや緑茶カフェ等)	交流客 学生、留学生	2,500	民間	
	花の都 (施設内外を本県の多彩な花で装飾など)	交流客 学生、留学生	—		
学ぶ・人づくり	大学コンソーシアムの拠点 (ICTスタジオや講義・演習室等)	学生、留学生	1,000		
	共同研究拠点 (様々な研究者の共同研究スペース)	研究者、学生 留学生	300		
	図書室機能	学生、留学生 世代を超えた人々	5,000 程度		
	古代東海道を活用した 歴史資産展示スペース	交流客	400*		覆屋
出合い・交わる	迎賓機能(特別応接室、会議室) (海外からの賓客等)	交流客	300		
	宿泊機能	交流客	5,000	民間	共用含む
	国際学生寮 (留学生、日本人学生用)	学生、留学生	6,000		
	外資系企業向けレンタルオフィス ビジネスインターン向け宿泊施設	海外ビジネス インターン	200		
その他	業務・研究オフィス、アトリエ、スタジオ 若者の出合い等に資する多目的ホール		—	民間	
	共用施設 (共用施設、サービス施設、管理施設、設備室)	—	10,870	一部 民間	民間部 1,670㎡
	駐車場(大型車平面駐車場約3,000㎡は別途) (駐車場台数：台)	—	16,375 (675)		
建物部 計(*を除く)			48,545		
駐車場除き面積			32,170		
駐車場及び民間除き面積			23,000		

※専門家会議に提示し、議論を行った数量

3-2 各導入機能の内容

■「創造・発信」に関する機能

(1) “ふじのくに”の「文化力」を発信する機能

～多目的情報発信スペース・コンシェルジュの配置～

- 世界遺産富士山をはじめ、韮山反射炉や南アルプスエコパーク、伊豆半島ジオパークなど、本県の世界水準の魅力を国内外に発信します。
- 本県の多彩で豊富な食・茶・花の都の魅力や文化を発信し、産地や拠点施設に誘います。
- 県立美術館やふじのくに地球環境史ミュージアム等のサテライト展示により、県内の文化施設の魅力を紹介し、各施設の訪問を促します。
- 本県の民俗芸能や建造物等の文化財の魅力、遺跡等の歴史的な価値を、映像や実物の展示により伝えていきます。
- 本県が誇る伝統工芸や家具・ホビー産業などに関する歴史・文化を紹介するとともに、作品の展示やふれあう機会を提供します。
- 本県の文化や産業、観光に関する情報提供を通じて、世界水準の魅力の地への誘うなど、来訪者の多様なニーズにきめ細かな対応ができるコンシェルジュ機能を導入します。

【概要】

項目	内容
想定する メインユーザー	国内外からの交流客
施設・設備	映像装置、展示パネル、コンシェルジュカウンター など
施設整備の 考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・展示内容の更新や展示レイアウトの変更、イベントや講座での活用などに対応できるような空間構成 ・交流客が地域情報等を収集できるよう、コンシェルジュの配置、各種パンフレットの配布（多言語対応）、Wi-Fi 環境の整備、情報端末の設置等の配慮
規模感*	1,000 m ² 程度
(参考) 施設・設備の イメージ	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>多目的情報発信スペース（提供：樹空の森）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>コンシェルジュの配置</p> </div> </div>

※専門家会議に提示し、議論を行った数量

(2) 「食・茶・花の都」の創造・発信機能

- 豊富な食材を活かした食を提供するレストランや、厳選された県内農林水産物の販売施設などを設置し、「食材の王国」である本県の多彩な「食」の魅力を発信します。
- 「緑茶カフェ」の設置や留学生等のお茶の淹れ方の体験等により、お茶を楽しみ、歴史や文化に触れることができる機会を提供し、「茶の都しずおか」から茶の魅力を国内外に発信します。
- 施設の内外を本県産の多彩な花々で飾ることにより、花と緑があふれる「ふじのくに『花の都』しずおか」を発信します。

【概要】

項目	内容	
想定する メインユーザー	国内外からの交流客 学生をはじめとした若者、留学生	
施設・設備	(食の都) レストラン・食堂・農林水産物販売施設 (茶の都) 緑茶カフェ・体験教室 (花の都) フラワーポットや花壇の設置、屋上や壁面への施設緑化 など	
施設整備の 考え方	○国際的に認知されるようなテーマ性を持った民間提案を求めます。	
	食の都	<ul style="list-style-type: none"> ・食の都仕事人等による県産食材を使用した料理を楽しむことができるレストラン ・B級グルメなど地域ならではの庶民的な料理を、手軽に味わえる食堂 ・高品質で多彩な県内農林水産物の販売施設
	茶の都	<ul style="list-style-type: none"> ・本県の銘柄茶とお菓子を楽しみながら、楽しい時間を過ごすことができる「緑茶カフェ」 ・お茶の淹れ方等の体験教室の開催
花の都	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内へのフラワーポットや屋外への花壇の設置、屋上や壁面への施設緑化等、本県産の花による空間の演出 	
規模感*	2,500 m ² 程度 (食の都・茶の都)	
(参考) 施設・設備の イメージ		
	茶の都 (お茶の淹れ方体験イメージ)	花の都 (多彩な花による装飾イメージ)

※専門家会議に提示し、議論を行った数量

※専門家会議では、食の都・茶の都を「民間提案を求める (または期待する) 機能」と提示し議論

【情報発信を行っていくコンテンツの例】



国内外への情報発信



■ 「学ぶ」「人づくり」に関する機能

(1) 大学コンソーシアムの拠点機能

- 本県の高等教育の一層の向上と地域社会の発展へ寄与することを目的とする「大学コンソーシアム」の活動拠点としての機能を果たします。
- 県内高等教育機関の教育連携を進めるため、ICTを活用した共同授業の開催など、教育研究の場を提供します。
- 「富士山学」の公開講座の開催など、本県の自然現象・地域環境・生活の特徴・歴史などを各分野から掘り下げ、分析した内容の講義を行い、本県ならではの学びを提供します。
- 地域貢献推進拠点の設置等により、地域課題の解決策を講じる機能を果たします。
- 異なる大学の学生間や学生と教員など幅広い交流を促進するとともに、学生活動を支援する機能を果たします。

【概要】

項目	内容
想定する メインユーザー	学生をはじめとした若者、留学生
施設・設備	ICTスタジオ、共同サテライト教室（講義・演習室）、企業等相談室、交流スペース、学生共同作業室
施設整備の 考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットによる講義の配信や遠隔会議が可能となる放送局の開設 ・単位互換授業、公開講座の開催が可能な講義室・演習室を設置 ・地域課題の解決に向けた相談、話し合いの場の提供 ・学生ホール等の学生交流やその他のフリースペースの提供 ・サークル活動やゼミの活動拠点としての共同作業スペースの提供
規模感*	1,000 m ² 程度
(参考) 施設・設備の イメージ	 <p style="text-align: center;">大学コンソーシアム講義室</p>

※専門家会議に提示し、議論を行った数量

(2) “ふじのくに”の研究拠点機能 ～共同研究拠点～

- ふじのくに地球環境史ミュージアム、富士山世界遺産センター、(仮称)グローバル地域センターの研究者が、集い、情報交換・意見交換する場を提供することにより、施設相互間や大学等との連携を促進します。
- 地域学（富士山学等）の拠点として、共同して「学」を究めるとともに、留学生や大学院生等への教育の拠点としての機能を果たします。

【概要】

項目	内容
想定する メインユーザー	県内の学術、文化関係機関の研究者、留学生・大学院生等
施設・設備	交流サロン、共同研究室
施設整備の 考え方	・ふじのくに地球環境史ミュージアム、富士山世界遺産センター、グローバル地域センター及び大学の研究者や大学院生、留学生等が情報交換をはじめ、自由に意見を交換する場（交流サロン、共同研究室）を提供
規模感*	300 m ² 程度
(参考) 施設・設備の イメージ	 <p style="text-align: center;">共同研究拠点</p>

※専門家会議に提示し、議論を行った数量

(3) 大学生・留学生等の学びの支援機能／県民の生涯学習支援・読書推進機能

～図書室～

- 本県の歴史や文化等に関する書籍を収蔵し、世代を超えた人々が、静岡について学ぶことができ、「ふじのくにのことなら何でも分かる」場を提供します。
- 辞典類等を収蔵し、学生や留学生の学習を支援します。
- 芸術や文学、音楽、外国語資料など、文化について幅広く学べる場を提供します。
- 子どもやその保護者等が、世代を超えて集い、児童書等の閲覧などを通じて、本県の歴史・文化に親しみ学ぶことが出来る場を提供します。
- 大学生・留学生と県民、地域住民が、共に集い、学び、語り合い、静岡県の文化力を創造・再発見することができる場を提供します。
- 「文化力の拠点」と県内市町立図書館とを繋ぐハブ機能を導入し、県内全地域の図書、資料をワンストップで入手できるフロントデスクの役割を果たします。

【概要】

項目	内容
想定する メインユーザー	大学コンソーシアムの学生や留学生 子どもやその保護者をはじめ世代を超えた人々
施設・設備	閲覧室、研修・会議室、展示コーナー など
施設整備の 考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県の歴史や文化に関する書籍に加え、芸術、文学、音楽等の文化に関する書籍を収蔵 ・ゆとりのある閲覧の空間を確保 ・閲覧室には開架書庫、閲覧席、学習室の他、ブラウジングコーナーを設置 ・本県の歴史・文化に関する講座や研究会を開催 ・図書室内の蔵書に加え、県内市町立図書館の蔵書の検索・貸出・返却機能を備える
規模感*	5,000㎡程度
(参考) 施設・設備の イメージ	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>ゆとりある閲覧室内のイメージ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>講座や研究会のイメージ (提供：福岡市スタートアップカフェ)</p> </div> </div>

※専門家会議に提示し、議論を行った数量

(4) 歴史資産を展示する機能

- 地域の貴重な資産である古代東海道の遺構を活用して、その歴史的価値を学んだり、後の東海道の変遷や本県と東海道との関わり等を学んだりする場を提供します。
- 古代東海道の遺構を再現したものを直接見られるなど、歴史的価値や魅力を効果的に発信できるよう、展示を工夫します。
- 映像等を活用した視覚的な演出により、効果的に東海道を学べる施設となるよう配慮します。
- 周辺は、古代東海道を活かした水、緑が溢れるオープンスペースとしての活用を図ります。

【概要】

項目	内容
想定する メインユーザー	国内外の交流者、県民
施設・設備	遺構の展示施設、周辺は古代東海道をイメージした広場
施設整備の 考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・地中の古代東海道の遺構を直接見られる展示施設 ・遺構部分は、展示による劣化が生じないよう防湿等に十分配慮 ・遺構や出土品の展示の工夫、映像等の活用による視覚的な演出 ・周辺は水や緑溢れるオープンスペースとして活用
規模感*	400 m ² 程度（覆屋または建物）
(参考) 施設・設備の イメージ	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p style="text-align: center;">古代東海道遺構 展示施設イメージ</p>

※専門家会議に提示し、議論を行った数量

■ 「出会い」「交わる」に関する機能

(1) 迎賓機能

- 外国からの賓客等を迎え、世界の宝「富士山」を眺めながら会談や会食ができる場を提供します。
- 賓客等に対して、本県の多彩で高品質な農林水産物をふんだんに取り入れた「食」や本県産銘柄茶の提供など、他では真似できない本県ならではのおもてなしを提供します。

【概要】

項目	内容
想定する メインユーザー	国内外からの交流客（海外からの賓客等）
施設・設備	特別応接室、特別会議室
施設整備の 考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・「文化力の拠点」の最上階に設置 ・特別応接室、特別会議室から富士山の眺望が可能となるよう部屋の方角や壁面の材質に配慮 ・内装で使用する木材には県産材を活用するほか、調度品についても、本県産の家具や伝統工芸品等を活用
規模感*	300 m ² 程度
(参考) 施設・設備の イメージ	 <p style="text-align: center;">特別応接室イメージ</p>

※専門家会議に提示し、議論を行った数量

(2) 宿泊機能

- グランシップと連携して、イベント・コンベンション等の開催時における来訪者の宿泊の場等を確保します。
- 国内外からの交流者が、本県の魅力を巡る際の拠点となる宿泊・滞在の場を提供します。
- 民設民営による機能導入を図り、国際的に認知されるようなテーマ性を持った提案を求めます。

【概要】

項目	内容
想定する メインユーザー	国内外からの交流客
施設・設備	宿泊施設、レストラン、バー、カフェ
施設整備の 考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 客室から富士山の眺望が確保できるようにフロア構成等に配慮 ・ 併設するレストランやカフェでは、静岡ならではのおもてなしを提供 ・ 本県の豊富な食材を活かした食を提供するレストラン ・ 茶の都しずおかの魅力を発信するカフェ ・ ムスリムへのハラール食の提供など、交流客の多様なニーズに対応
規模感*	5,000㎡程度（共用部分を含む。）
(参考) 施設・設備の イメージ	 <p style="text-align: center;">宿泊施設</p>

※専門家会議に提示し、議論を行った数量

※専門家会議では、「民間提案を求める（または期待する）機能」と提示し議論

(3) 留学生や日本人学生の支援機能

- 将来の本県を支え、世界に貢献するグローバル人材を育成するため、本県の高等教育機関で学ぶ留学生や日本人学生等に対して、入学初年度における滞在の場を提供します。
- 留学生と日本人学生が日常生活を共にすることにより、学生間の交流を深めさせるとともに、異文化理解や外国語能力の習得、国際感覚の研鑽などを促します。
- 特に留学生に対して、本県の歴史や文化を体感できるプログラムなどを提供し、本県の魅力を発信します。
- 本県企業へのビジネスインターン等による利用も可能とするなど、より多彩な若者の交流拡大に配慮します。

【概要】

項目	内容
想定する メインユーザー	学生をはじめとする若者（留学生、大学生）
施設・設備	国際学生寮（インターナショナルドミトリー）
施設整備の 考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・留学生と日本人大学生の交流を効果的に促すよう、1部屋を複数人で利用するシェアルームを基本（留学生と日本人とで部屋をシェア） ・共同食堂、共同浴場、交流スペースを持つ寄宿舎形態 ・家具の備え付けやインターネット環境の整備等により、勉学に集中できる環境に配慮 ・幅広い国々の留学生の受入れが可能となるよう施設面での配慮 ・ムスリムの留学生をはじめとする多文化への対応を考慮
規模感*	6,000 m ² 程度（収容想定最大 300 人）
(参考) 施設・設備の イメージ	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>共用スペース（イメージ）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>各部屋</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">国際学生寮</p>

*専門家会議に提示し、議論を行った数量

(4) 海外ビジネスパーソンの招致や国際交流を促進する機能

○産業のグローバル化を支援するため、外資系企業が本県への進出を検討する期間等に使用できる仮オフィススペースや、海外ビジネスインターンや外国人研修員向けの宿泊サービスを提供します。

【概要】

項目	内容
想定する メインユーザー	外資系企業 海外ビジネスインターン 外国人研修員
施設・設備	外資系企業向けレンタルオフィス、 海外ビジネスインターンや外国人研修員向け宿泊施設
施設整備の 考え方	・外資系企業誘致のためのオフィススペース（企業進出検討時や初期段階の仮 オフィス） ・県内企業で行う海外ビジネスインターンや外国人研修員向けの宿泊施設
規模感※	200 m ² 程度
(参考) 施設・設備の イメージ	 <p>レンタルオフィス (提供: Compass Offices Japan(株))</p>

※専門家会議に提示し、議論を行った数量

■その他の機能

その他、「文化力の拠点」に整備する機能として、以下の機能が求められます。

【その他の導入機能】

施設・設備		規模感*	考え方
共用機能	共用施設 サービス施設 管理施設 設備室	10,870 m ² 程度 ・宿泊機能分除く	・施設全体面積の40%程度を想定する。
駐車機能	駐車場	16,375 m ² 程度 ・別途平面駐車場 (大型) 3,000 m ²	・既存のグランシップ駐車台数分及び「文化力の拠点」で新たに必要となる駐車台数分を確保する。 ・緑化に配慮し、平面駐車場は、他の機能で使うことも可能な空間となるよう、工夫に努める。

※専門家会議に提示し、議論を行った数量

その他、民間による提案を期待する施設・設備として、以下の施設・設備を想定しています。

- ・本県ならではの文化・学びに根差した民間の業務・研究オフィス
- ・県内のクリエイターやデザイナーの活動の場となるアトリエやスタジオ
- ・県民の生涯学習や、若者の出会い等に資する多目的ホール 等

■導入機能体系図

【目指す姿】 世界の宝「富士山」をはじめとする数々の世界水準の魅力を生み出してきた本県の高い文化力を国内外に発信し、人々を惹きつける拠点

【取組の視点】

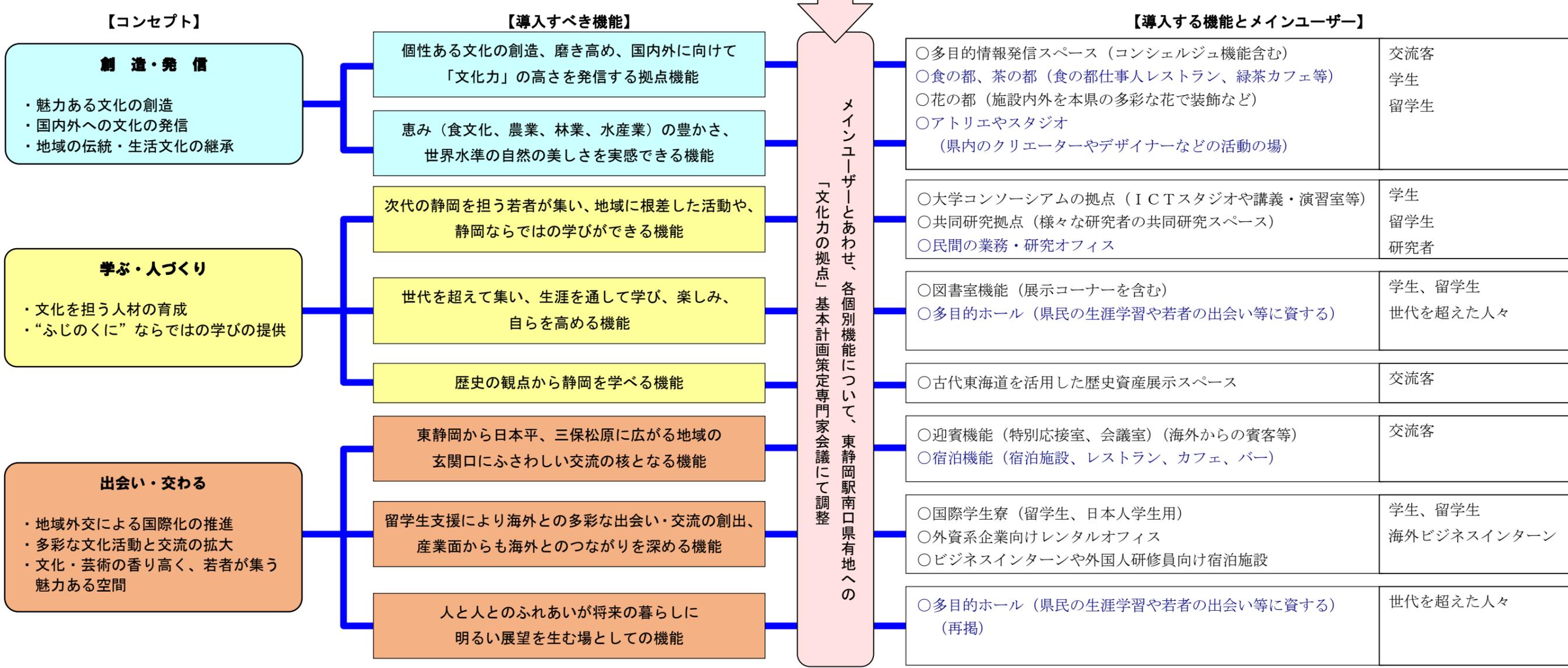
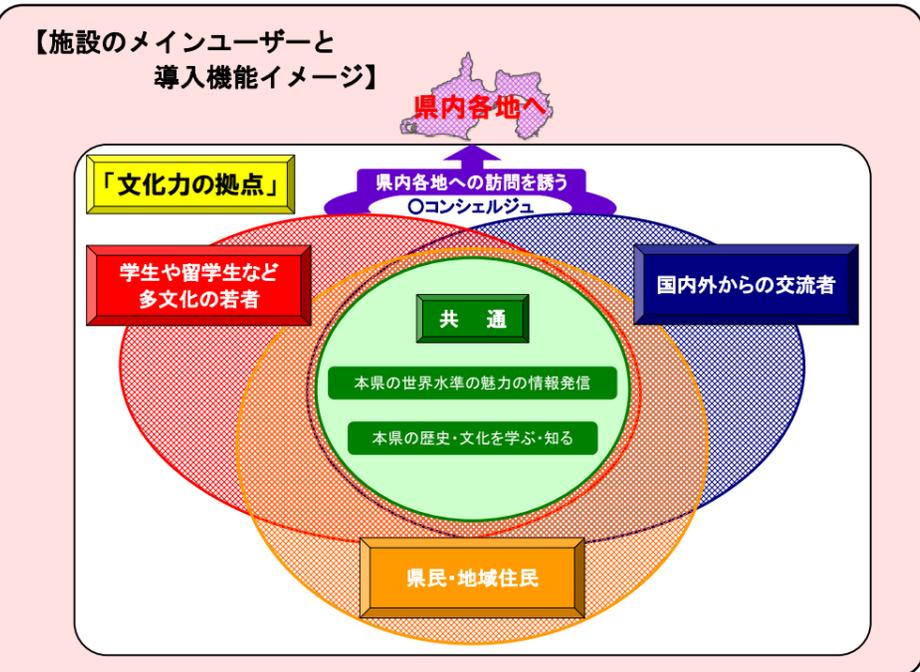
- ①「文化力」を通じて、世界から人々を呼び込む視点
- ②大都市にはない静岡らしさ、個性・特徴のある発想
- ③あらゆる人に向けて本県の「文化力」の高さを発信する視点

【整備方針】

(1) コンセプトの着実な実現に向けた機能の構築

(2) メインユーザーへの意識と、機能のつながりや組み合わせに配慮

- 基本構想の3つのコンセプトの着実な実現に向けた機能を導入します。
- 施設のメインユーザーと導入機能を整理した上で、各機能を組み合わせ、つなぎあわせ、様々な人々の交流を促進させることで、世代や国境を越えて、多様な交流や賑わいを生み出す施設にします。



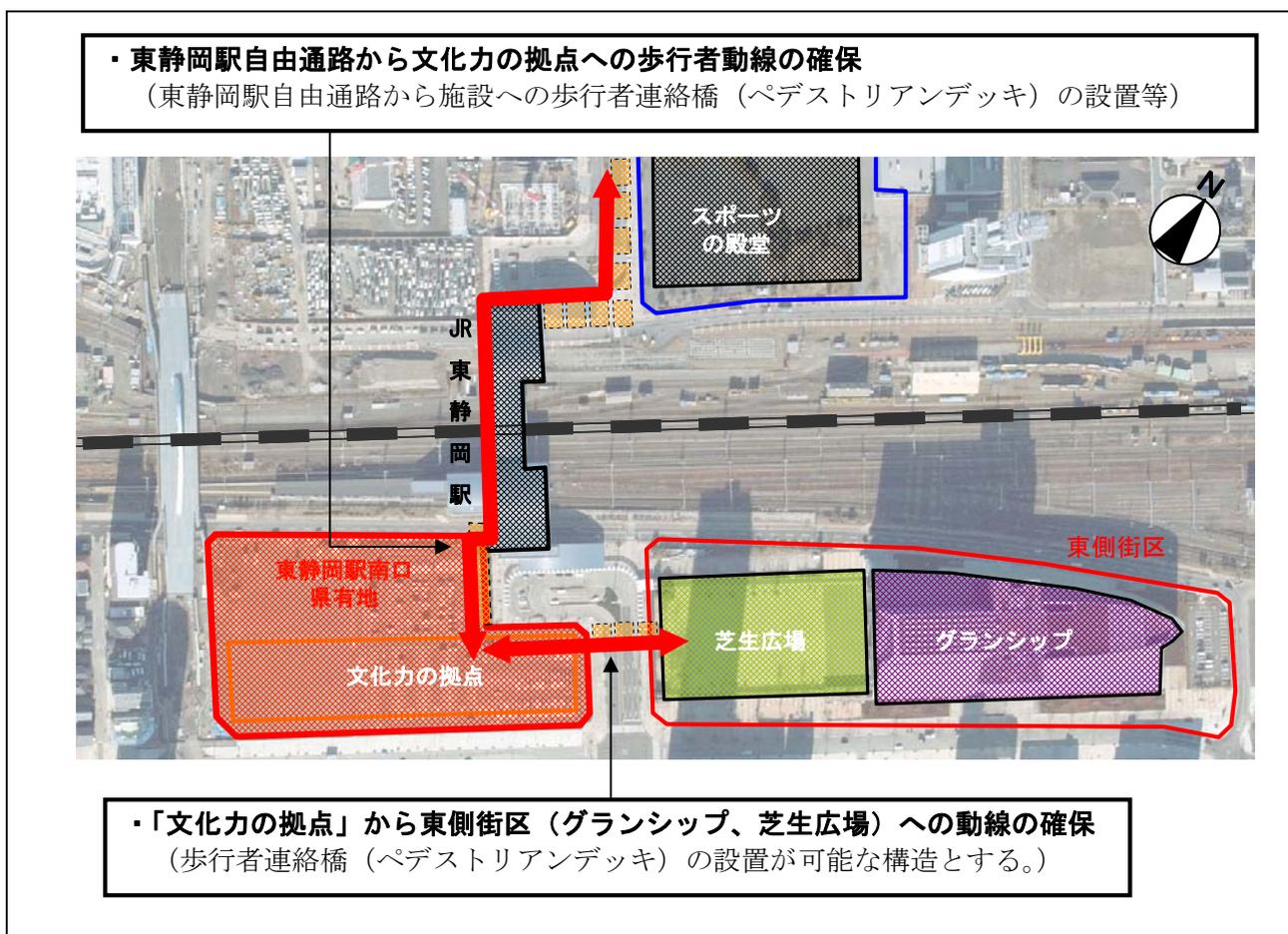
※専門家会議において、「民間提案を求める（または期待する）機能」と提示し議論した機能

第4章 施設整備にあたっての配慮事項

施設の整備にあたっては、第2章で示した方針に基づき、以下の事項に配慮します。

4-1 動線計画

- 東静岡駅や静岡市が駅北口で整備を進める「スポーツの殿堂」、グランシップ及び芝生広場等一連の外部空間の周辺施設とのつながりを意識した動線を確保します。
 - ・ 東静岡駅自由通路から歩行者動線を確保することとし、東静岡駅自由通路から施設の低・中層階における歩行者連絡橋（ペDESTリアンデッキ）の設置などによる動線の確保に努め、駅及び北口市有地の「スポーツの殿堂」でスポーツを楽しむ人々など、駅北口の利用者との一体的な利用を促進させます。
 - ・ グランシップ利用者の駐車場機能を引き続き確保することも踏まえ、東側街区の利用者との一体的な利用を図るため、「文化力の拠点」から東側街区への歩行者連絡橋（ペDESTリアンデッキ）の設置が将来可能な構造とするなど、東西方向の動線の確保に努め、四季の花々や、音楽等のイベントなどでのグランシップや芝生広場の有効活用を推進します。

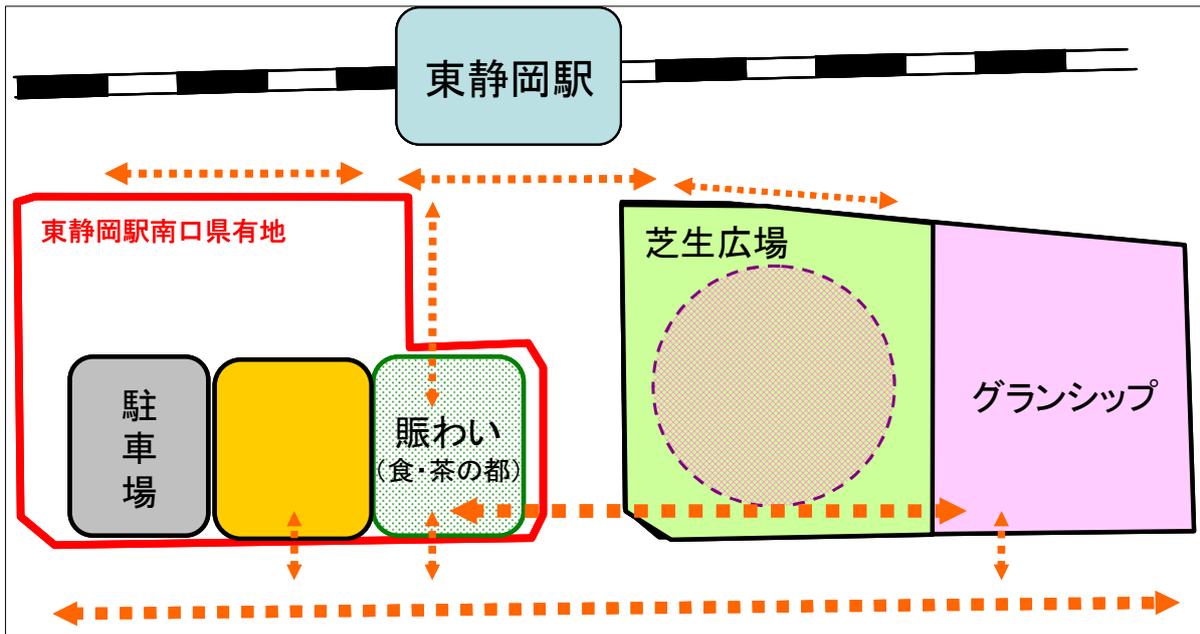


動線計画イメージ

- ・ なお、駅南側の、地上レベル、3階レベルでの動線イメージは次ページのとおり。

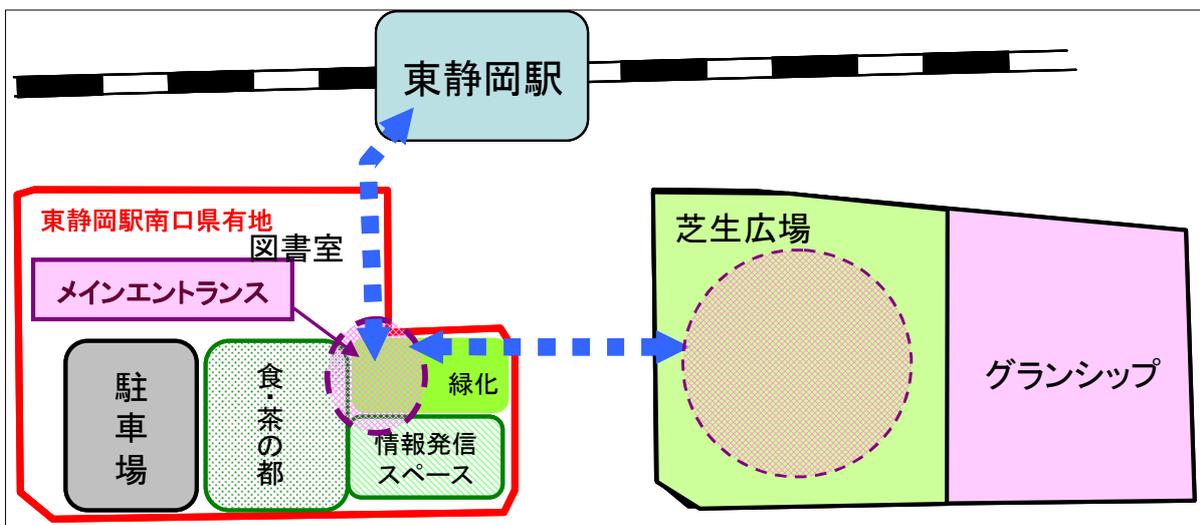
《地上レベル》

← 動線イメージ →



《3階レベル》

← 動線イメージ →



駅南側の地上レベル、3階レベルでの動線イメージ

4-2 外部空間計画

- 外部空間について、地域や静岡市の取組と協調の上、「文化とスポーツの殿堂」にふさわしい統一感あるデザインで一体性を確保するとともに、新都市にふさわしい光、水、花、緑溢れるオープンスペースの確保に努めます。

- ・ 「文化とスポーツの殿堂」として、県都静岡の新しい都市拠点にふさわしい美しく風格ある建築形態とします。また、グランシップとの調和を図りながら、富士山の借景と調和する色彩とし、統一感あるデザインとします。
- ・ 歩行者等に圧迫感を与えない建築物の壁面高、建築物の壁面及びペDESTリアンデッキの路面などのデザインや素材に親しみが感じられるよう配慮します。
- ・ 案内サインや屋外広告物は、わかりやすくまとまりのあるデザイン・色彩とし、全体として調和が図られた景観形成に努めます。
- ・ 計画地内の貴重な歴史的・文化的資産である古代東海道をイメージした広場空間や、歩行者連絡橋（ペDESTリアンデッキ）等の整備により、人々が日常的に集い、賑わい、憩う緑と開放感あふれるオープンスペースを確保します。

● 東静岡駅南口駅前通線や東静岡中央線などの主要道路沿いの空間を有効に活用し、賑わいの創出につながる空間の確保に努めます。

- ・ 県有地を囲む主要道路沿いの空間について、地区整備計画で定められた壁面後退を上回るセットバックに努めるとともに、隣接する街路空間と併せ、敷地を有効に活用していくことで、東静岡駅周辺の賑わいの創出につながる空間の確保に努めます。



外部空間イメージ

● 本県の多彩な花や樹木等により「ふじのくに『花の都』しずおか」にふさわしい敷地内での緑化に努め、まちの景観にうるおいを与えます。

- ・ 建物や広場空間、駐車場など敷地内での植栽や屋上緑化、壁面緑化などに、官民が一致協力して取り組みます。



緑化等イメージ

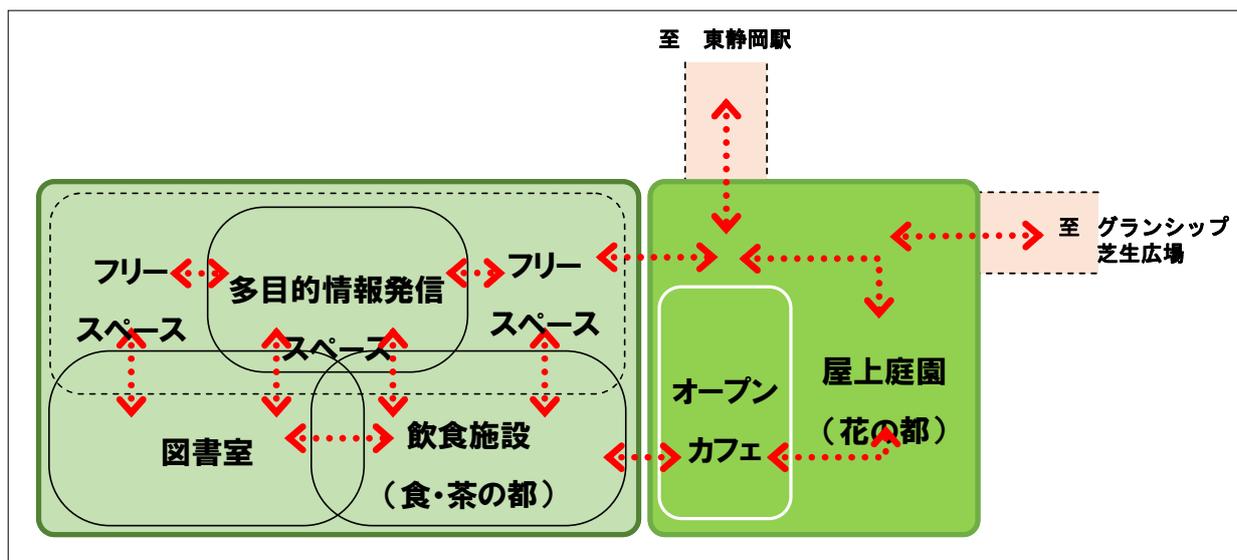
4-3 内部空間計画

● 計画した動線を意識して、個別機能を配置します。

- ・ 東静岡駅との接続アプローチには、富士山が眺望できるスペースの配慮に努め、多目的情報発信スペースや食・茶・花の都として創造・発信する機能を配置します。
- ・ 1階部分については、施設北側の古代東海道を活用した歴史資産展示スペースや広場と、南側の街路沿いの空間との行き来が自由に出来る構造とし、東側街区との連続性とあわせ、来訪者の一体的な利用を促進します。また、東静岡駅南口駅前広場や東静岡駅南口駅前通り線、東静岡中央線などの主要道路沿いには、建物の暗い壁が並ぶことのないよう、賑わいを生み出す施設の配置に配慮します。

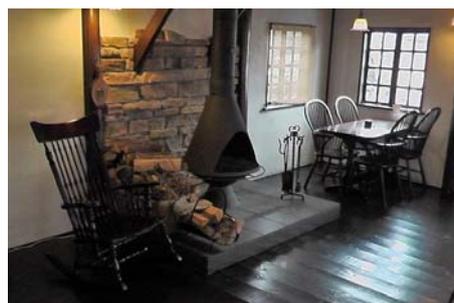
● 個々の機能同士のつながりを意識した空間構成とします。

- ・ 若者や留学生、地域住民など、様々なユーザーが交わることで、新たな価値の創出が期待されることから、図書室等の多くの利用者が見込まれる施設は、施設内外への交流スペースの確保等により、できるだけ開放性、連続性に富んだ空間構成とします。



個別機能間の内部空間のつながりのイメージ（再掲）

- ・ 交流スペースや飲食スペースなど施設内の様々な空間に、本県が誇る伝統工芸品や家具を積極的に活用します。



活用イメージ

4-4 眺望、景観

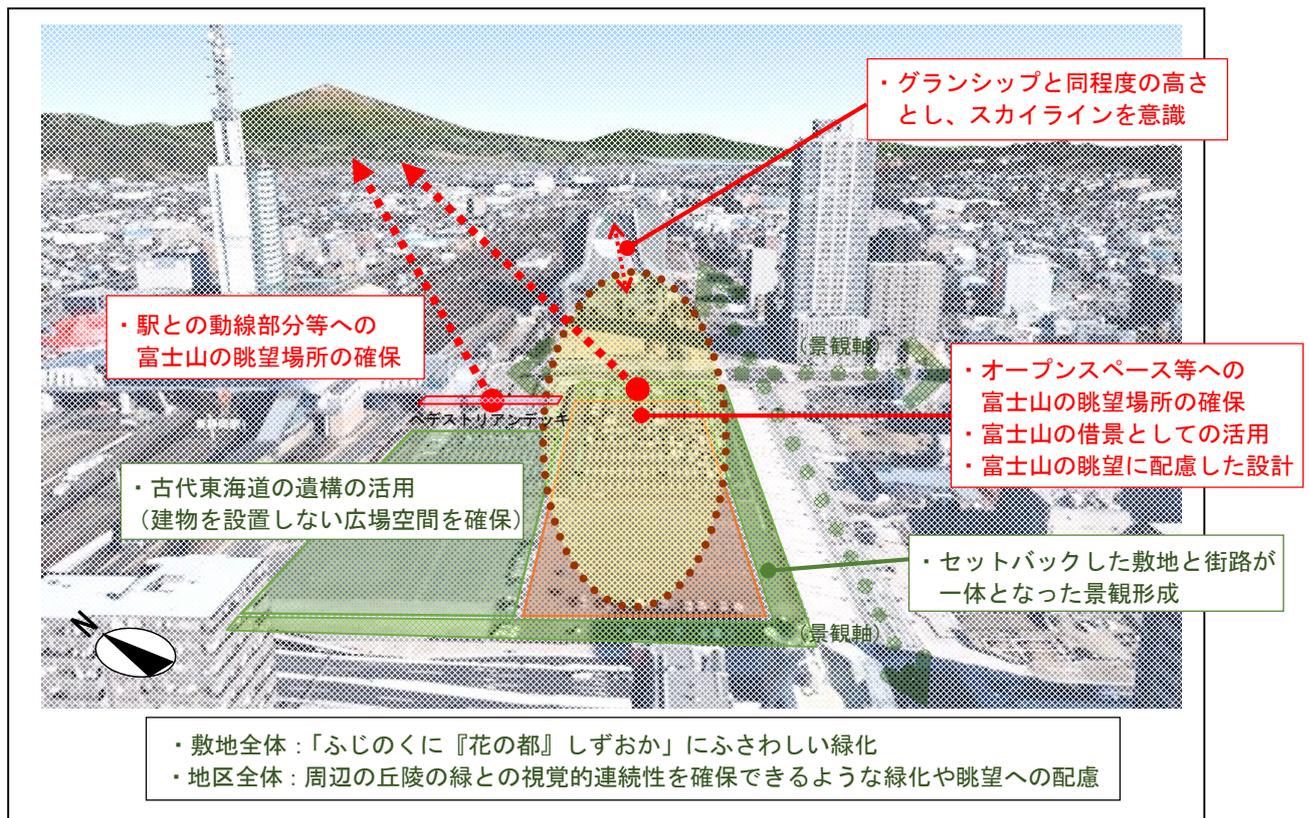
● 県有地から北東方向に見える、“ふじのくに”の「文化力」の源である富士山の眺望に配慮します。

- ・ 建築物の高さ等については、グランシップの高さ以下に抑制します。また、施設建築の形態、配置等についても、富士山の眺望に配慮したものとします。
- ・ 施設のうち、駅との動線部分（歩行者連絡橋（ペDESTリアンデッキ）等）や、施設内の屋上緑化を行ったオープンスペース等に、富士山の眺望場所（「富士見」の場）を確保します。なお、「富士見」の場には、緑の植栽やベンチ等を配置し、快適に眺望が楽しめる配慮を行います。
- ・ 海外からの留学生や、国内外からの宿泊客に、富士山の魅力を発信できるよう、国際学生寮のシェアルームや宿泊施設の客室が、富士山を「借景」として活用できるよう、フロア構成等に配慮します。

● 「文化とスポーツの殿堂」として、東静岡駅周辺地区内の美しくうるおいある景観に配慮したまちづくりに寄与する設計とします。

- ・ 隣接するグランシップや静岡市が整備する施設との調和を図りながら、統一感があるデザインとします。また、富士山の借景と調和する色彩とします。
- ・ 周辺のうるおいある景観形成に努め、東海道新幹線及び東海道線沿いが暗い壁とならないような施設とします。
- ・ 案内サインや屋外広告物は、分かりやすくまとまりのあるデザイン・色彩とし、全体として調和が図られた景観を形成します。
- ・ 地区整備計画で定められた壁面後退を上回るセットバックに努めるとともに、主要道路との空間の一体化を図るため、セットバックした敷地の街路と一体となった景観形成に努めます。
- ・ 東静岡駅周辺地区全体として、日本平や谷津山等の緑を感じる景観を形成するため、周辺の丘陵の緑との視覚的連続性を確保できるような緑化や眺望への配慮を行います。

※ なお、上記内容は、東静岡地区のより良い景観を形成するため設置した「東静岡地区における『都市景観検討技術会議』」が、平成28年8月に取りまとめた「東静岡地区景観形成基本方針（景観ガイドライン）案」の内容を踏まえたものとします。



外部空間計画、眺望・景観に関するイメージ

(参考) 東静岡地区景観形成基本方針 (景観ガイドライン) 案 (抜粋)

1 東静岡地区における景観のテーマと目標

(1) テーマ

富士望み 緑の回廊 誘える 潤い賑わう 東静岡

～「文化とスポーツの殿堂」にふさわしい美しく風格あるまちづくり～

(2) 目標の5本柱

- ① 富士山、日本平、谷津山など眺望景観の確保
- ② 美しいまち並みの形成 (南北・東西の景観軸、景観コアの形成)
- ③ 緑を感じる空間形成
- ④ 賑わいと潤い (まち空間のひだ) を創出する景観形成
- ⑤ 拠点周辺地区の一体的空間形成

2 目指す景観のイメージ



文化が薫るまち



交流のまち



賑わいのまち

3 景観まちづくり取組方針

インフラ

○快適な居場所をつくる



○賑わいや交流をもたらす

公共施設



土地利用

○商業系の土地利用を誘導する



○沿道をまちと人の接点として活かす



景観誘導

○まちなみの景観を整える



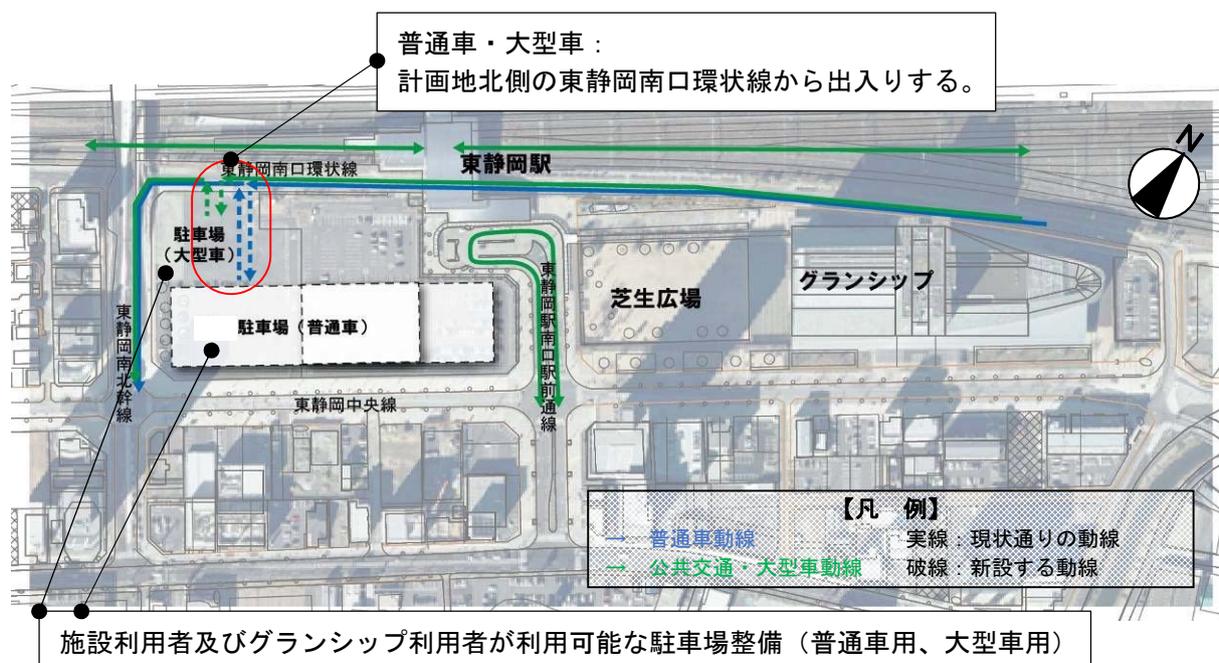
○東静岡らしい視点場を整備する



4-5 交通、アクセス

● 適切な車両動線を確保しながら、新たな交通需要を見据えた施設整備を行います。

- ・ 計画地への車両動線については、駅前広場や主要道路での出入りによる道路上での安全性を考慮して、現状と同様に、計画地北側の東静岡南口環状線から出入りすることとします。
- ・ 施設整備にあたっては、施設利用者用の駐車場整備を行います。また、あわせて、グランシップ利用者が利用可能となる駐車場も整備を行います。
- ・ 公共交通機関の利用にあたっては、現状と同様に、駅及び駅前広場内のバス停留場を利用し、乗降することとします。
- ・ 大学コンソーシアム拠点と各大学とを結ぶアクセスについては、将来的なバス輸送システムについて、今後、民間交通事業者等とともに検討を進めていきます。



交通に関する配慮事項

4-6 その他

● 施設整備にあたり、ユニバーサルデザインや県産材の活用等に配慮します。

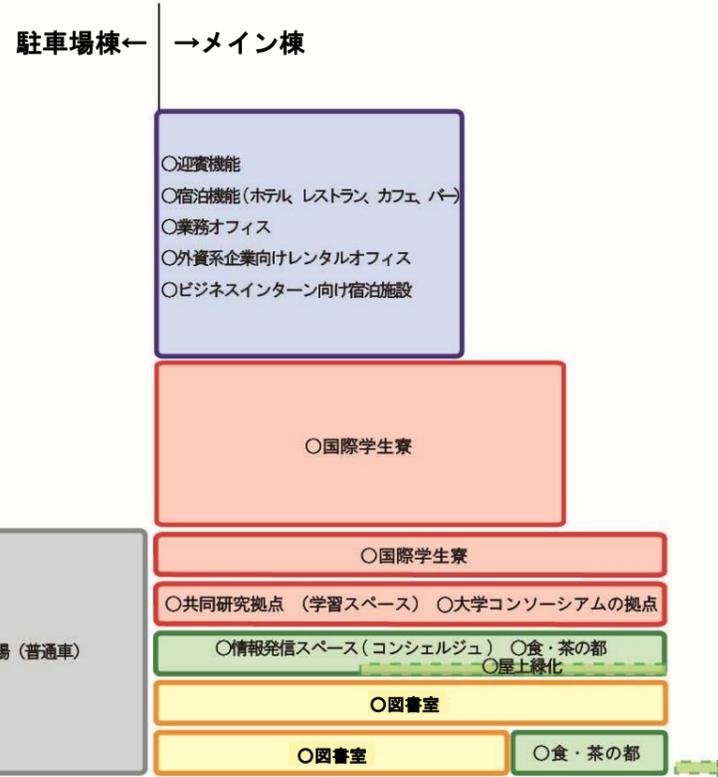
- ・ 誰もが利用しやすいよう、ユニバーサルデザインに配慮します。
- ・ 県産材を活用した施設整備に努めます。

※ 導入機能や配慮事項等を踏まえた施設配置のイメージは、次ページのとおりです。

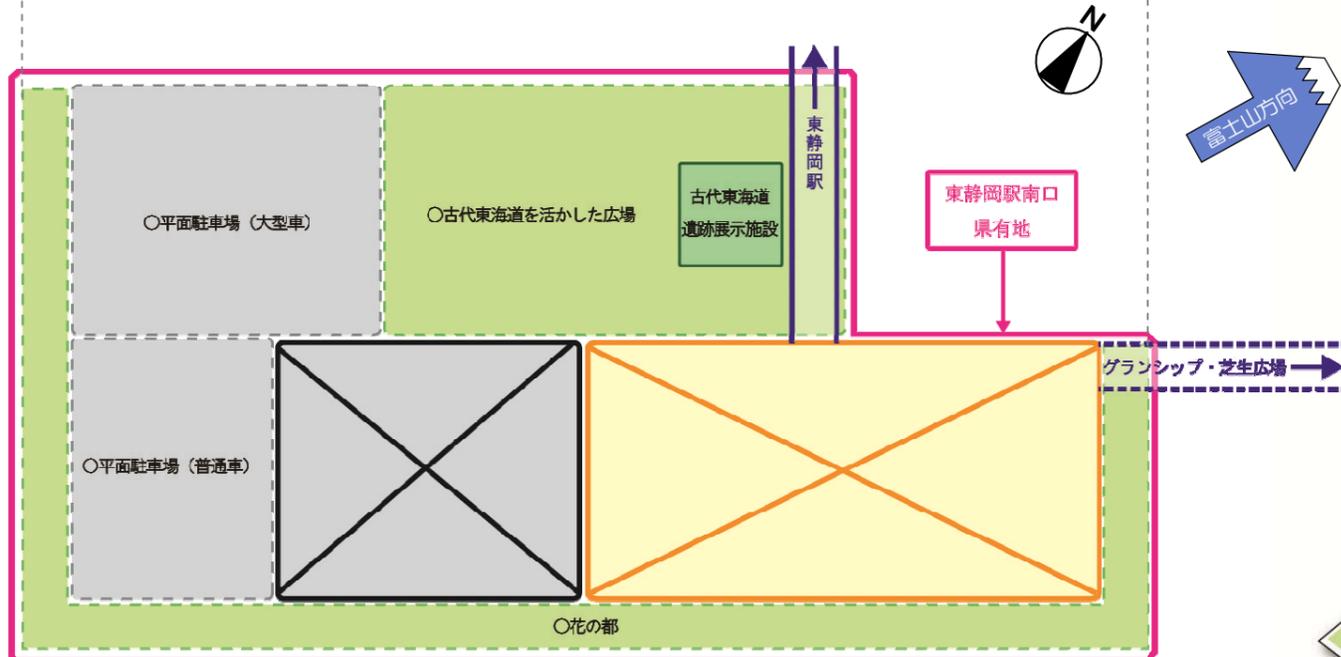
(参考) 施設整備イメージ

この図は、導入機能や配慮事項等を踏まえた施設配置のイメージであり、諸室の具体的な配置を示すものではありません。

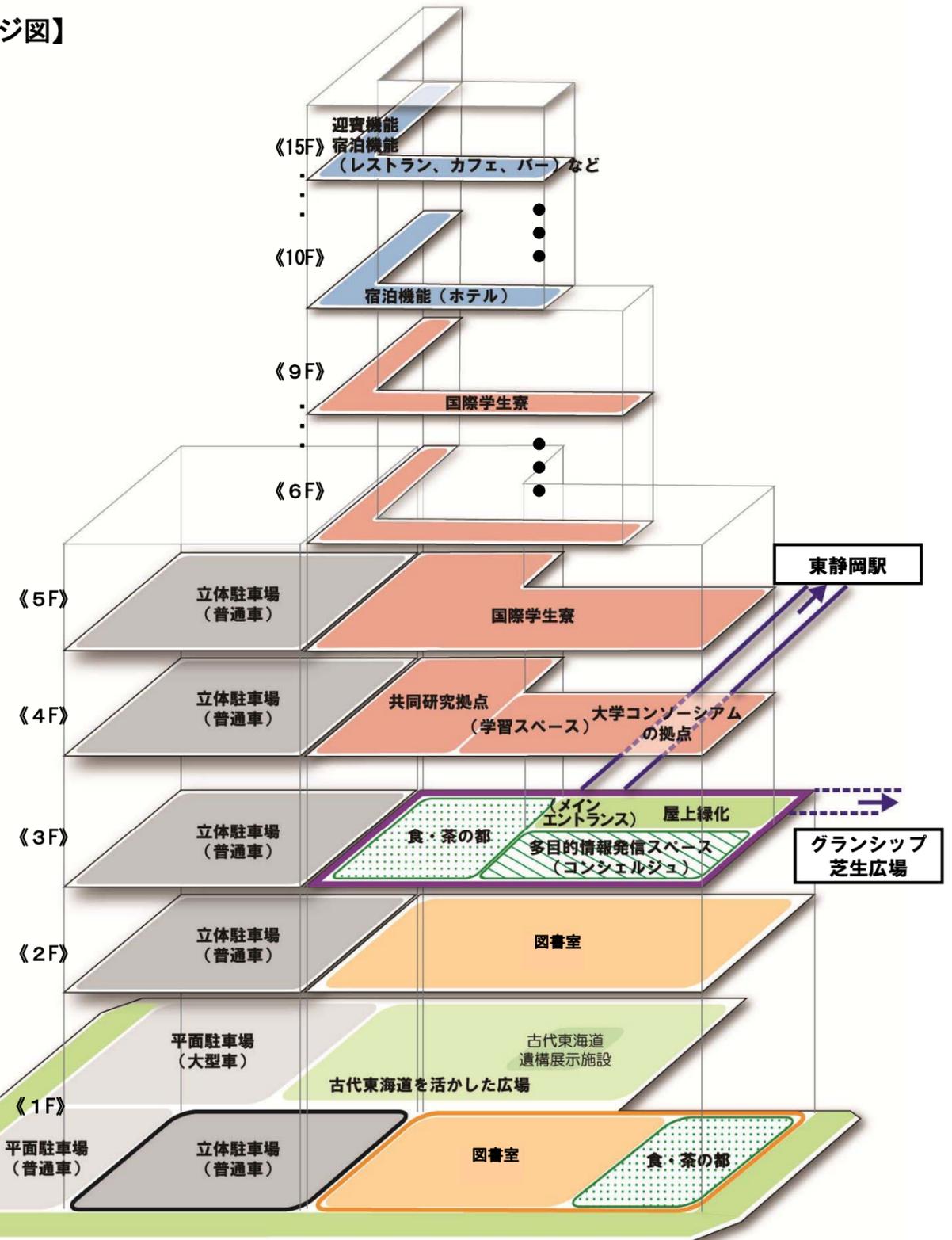
【立面図】



【平面図】



【イメージ図】

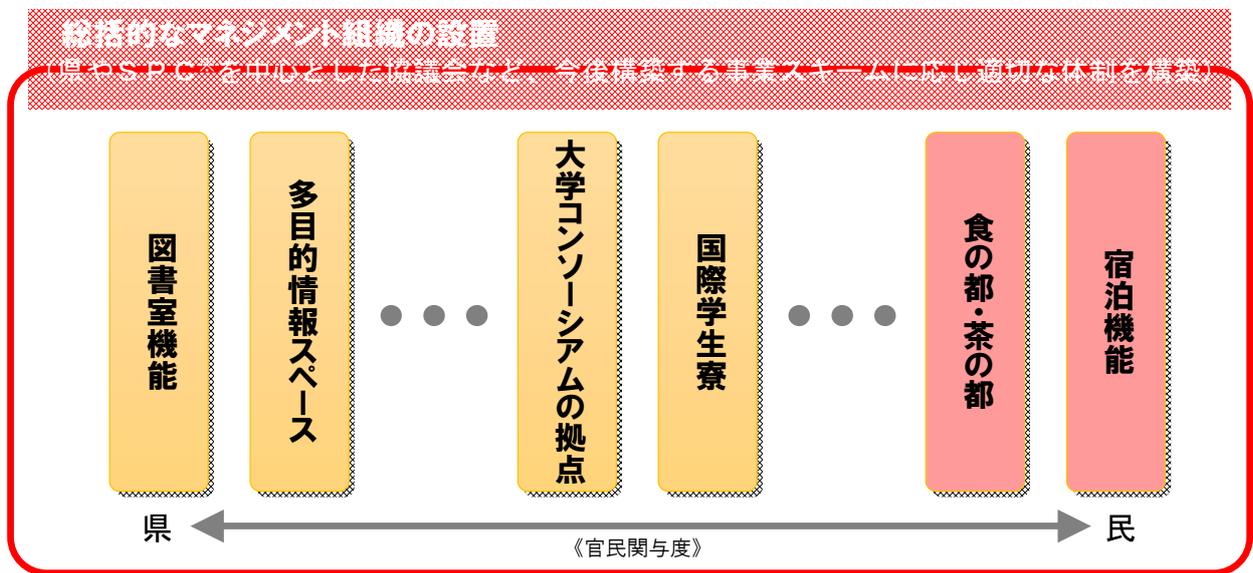


第5章 管理・運営の考え方

施設整備後の管理・運営の考え方について、以下のように示します。

5-1 「文化力の拠点」の管理・運営

- 「文化力の拠点」の効果をより一層高めるため、官民の多様な運営主体が連携し、施設全体の総括マネジメントを行う組織を設置します。
 - ・施設全体を総括的にマネジメントし、「文化力の拠点」の効果の最大化を図ります。
 - ・機能の組み合わせによる相乗効果を発揮するため、運営主体間の連携を促進します。



※ S P C : Special-Purpose-Company の略語。PFI 事業の実施など特別な事業を実施するために設立される会社。

- 全体の総括マネジメントの下で、導入機能ごとに責任ある運営を行います。
 - ・導入機能の効果を最大限に発揮することができる運営主体を設置し、責任ある運営を行います。

運営主体の考え方	
県 ↑ 《官民関与度》 ↓ 民	● 県が直接運営、又はPPP*事業により民間事業者が運営（指定管理者制度等） 民間事業者の創意工夫の発揮による利用者サービスの向上を期待
	● 県と大学コンソーシアムと連携して、直接又は民間事業者が運営（指定管理者制度等） 県と大学コンソーシアムが連携して、運営のイニシアティブを発揮
	● PPP事業により、民間事業者が自らの収益事業として運営（民設民営等） 県は、民間事業者に実施を期待する条件等を設定

* PPP : Public-Private-Partnerships の略語。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念。指定管理者制度もPPPの一つに含まれる。

【導入機能ごとの運営の方向性】

主な導入機能	運営の方向性
図書室機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 大学生や留学生の学びや県民の生涯学習の支援、学生と地域住民が共に集い、学び、語り合うことができる空間の創造などの、良質な図書サービスの提供が可能な主体について、県が直接運営する場合や、指定管理者制度の導入などの運営手法を検討します。
多目的情報発信スペース	<ul style="list-style-type: none"> ● “ふじのくに”の「文化力」を効果的に発信し、人々を世界水準の魅力の地へ誘うことができるようにするため、民間事業者のノウハウを活用した運営手法を検討します。
大学コンソーシアムの拠点	<ul style="list-style-type: none"> ● 共同授業や各種公開講座の開催により、学生や留学生、地域住民に対して、本県ならではの学びが提供できる仕組の、最も効果が発揮できる運営手法について、今後、県と大学コンソーシアムとが連携して検討します。
国際学生寮	<ul style="list-style-type: none"> ● 世界に貢献するグローバル人材の育成や、留学生と日本人学生との交流の拡大など、県内の多くの大学が国際学生寮の効果を最大限に享受できる仕組みについて、今後、県と大学コンソーシアムが連携して検討します。
食の都、茶の都	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間事業者が、地産地消メニューの提供や、お茶の淹れ方講座の開催等を行う、レストランや緑茶カフェなどの施設運営を担います。 ● 本県の多彩で高品質な「食」の魅力や、お茶の文化の継続的な発信の際には、コンセプトや客層の異なる飲食機能を導入し経営面にも配慮していきます。
宿泊機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間事業者が、ノウハウを発揮し、本県の魅力を巡る際の拠点となる宿泊・滞在の場となる施設の運営を担います。 ● 国際的に認知されるようなテーマ性を持った提案を求め、国内外から交流客を呼び込める宿泊施設とします。

●導入機能ごとのユーザーニーズを的確に捉えた施設運営を行います。

- ・ 施設の開館時間などの管理・運営の諸条件について、導入機能ごとのユーザーのニーズを的確に捉えた上で、適切な施設運営を行います。

5-2 様々な主体の協働による運営

●周辺施設の管理主体と一体となった運営を行います。

- ・ 周辺施設との相乗効果を生み出すため、グランシップをはじめとする周辺施設の管理者と、各種イベントの連携方策等について協議・検討し、一体となった運営を行います。

● 学生や県民・地域住民と一体となり、「文化力の拠点」を育てていくための取組を推進します。

- ・ 学生、地域住民、ボランティア、民間団体等が積極的に運営に参画する仕組みを構築するとともに、教育プログラムの実施など運営を幅広くサポートできる人材の育成に努めます。
- ・ 留学生など多文化の若者や地域住民とともに、各種イベントを開催したり、年間を通じたプログラムを実施するなど、交流の拡大と賑わいの創出に取り組みます。
- ・ 地域住民をはじめとする様々な主体とともに、花と緑あふれた地域づくりや景観づくりに取り組みます。

第6章 事業化に向けて

施設整備の事業化に向けて整理すべき事項と今後の事業の流れを示します。

6-1 事業手法の整理

本事業の実施にあたっては、民間の資金・能力を積極的に活用した事業とするため、今後、民間事業者の声を聞きながら、様々なPPP事業の可能性を検討した上で、事業手法を整理し、事業スキームを構築していきます。

(1) 導入機能の官民役割分担の整理

第3章で示した「文化力の拠点」に導入する機能ごとに、施設規模を定めた上で、「施設整備」、「維持管理・運営」の各段階について、官民の役割分担を定めます。

(2) 民間事業者の事業参画意向等調査の実施

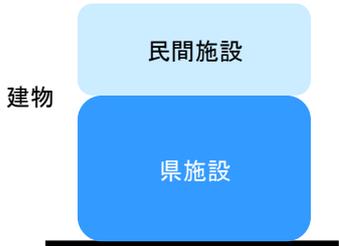
民間事業者に対して、「文化力の拠点」の導入機能、導入機能ごとの各段階における官民の役割分担を示し、事業参画意向等の意見を伺う市場調査（サウンディング調査）を実施します。

なお、調査対象者は、導入機能を踏まえあらかじめ選定します。

(3) 事業スキームの整理

導入機能ごとの官民の役割分担、民間事業者に対する市場調査（サウンディング調査）の結果を踏まえ、以下の表に示す敷地の利用形態や民間活力導入事業手法の組み合わせ等を検討し、県の財政負担を抑えつつ実施可能な事業スキームを整理します。

【敷地の利用形態（例）】

区分	一敷地（合築）	敷地分割（分棟）
イメージ		
メリット	<ul style="list-style-type: none">・コストの縮減・利便性の向上	<ul style="list-style-type: none">・管理区分及びリスク分担が明確・民間事業者の参入可能性の向上
デメリット	<ul style="list-style-type: none">・管理区分等の調整が複雑	<ul style="list-style-type: none">・機能間の連携が希薄・施設の整備上は非効率

事業手法の例示であり、組み合わせやその他の手法の可能性を排除するものではありません。

【民間活力導入事業手法（例）】

区分	直営方式	PPP								
		公共施設型		公有地活用型						
		DBO ^{※1}	PFI ^{※2}	定期借地方式	等価交換方式	土地売却方式				
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 県が自らの投資により施設を整備 民間施設部分は、県の使用許可等により運営 	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者との基本契約に基づき、建設及び維持管理・運営を個別に契約（事業は一体的に実施） 県が資金調達 	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者と建設・維持管理・運営を一括契約 民間事業者が資金調達 建設後、県が民間事業者に建設対価を割賦払い 	<ul style="list-style-type: none"> 土地は県が所有、一定期間土地を賃借し、民間事業者が建築物を建設 県施設は民間から賃借 	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者が建築物を建設 土地の売却益と建物の建設費の一部を相殺することにより、県施設は県が所有 	<ul style="list-style-type: none"> 土地を民間に売却し、民間事業者が建築物を建設 県施設は民間から賃借 				
イメージ										
権利	建物区分	県 民間	県 民間	県 民間	県 民間	県 民間	県 民間			
	所有	県		県		民間		民間		
	運営	県 民間	県 民間(使用許可等)	県 民間(使用許可等)	県(賃借) 民間	県 民間	県(賃借) 民間			
土地所有	県		県		県(定期借地権の設定)		県・民間(交換)		民間	
権利、財政負担	<ul style="list-style-type: none"> 土地・建物とも県が所有 初期投資は全て県が負担 	<ul style="list-style-type: none"> 土地・建物とも県が所有 初期投資は全て県が負担 	<ul style="list-style-type: none"> 土地、建物とも県が所有 建物の使用料等を、割賦料に充当可 	<ul style="list-style-type: none"> 借地期間後、土地は県に返還 地代歳入がある一方で、県施設の賃借料あり 	<ul style="list-style-type: none"> 一部土地の所有権は民間移転 一部土地と県施設を交換 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての土地所有権が民間移転 一時的な土地売却収入がある一方で、県施設の賃借料あり 				
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設整備を確実に実施 県は土地・建物所有者としてまちづくりのコントロールが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 建設・維持管理・運営を一体化することによるコスト低減 民間の創意工夫を享受 	<ul style="list-style-type: none"> 建設・維持管理・運営の一括契約によるコスト低減 民間資金活用による財政負担の平準化 民間の創意工夫を享受 	<ul style="list-style-type: none"> 地代を、県施設の賃借料に充当することで財政負担軽減 県は土地所有者としてまちづくりのコントロールが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 土地の売却益と建物の建設費の相殺による財政負担軽減 県は一部の土地・建物所有者としてまちづくりのコントロールが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 土地売却益あり 民間事業者は恒久施設として自由な用途選択が可能(望まれる都市機能になりやすい) 				
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 初期投資の全額を県が負担 県が全てのリスクを負う 宿泊施設の直接運営は困難 	<ul style="list-style-type: none"> 初期投資の全額を県が負担 	<ul style="list-style-type: none"> 民間資金活用による金利負担の増大 	<ul style="list-style-type: none"> 借地期間中は用途変更不可 民間施設用途が借地期間中に採算がとれる事業に限定 	<ul style="list-style-type: none"> 土地所有権の一部を民間移転 区分所有のため管理が複雑 土地の評価が低い場合、追加の財政負担が発生 	<ul style="list-style-type: none"> 県の所有権がなく、まちづくりのコントロール困難 当初目的用途の恒久的な履行担保が困難 				
事例	・多数	・浜松市新清掃工場・新水泳場(浜松市)	・ホテルを核とした賑わい交流拠点(奈良県)	・藤枝駅周辺にぎわい再生拠点施設(藤枝市)	・東部コンベンションセンター(静岡県)	・キャストイ 21(12 街区)(兵庫県姫路市)				
管理・運営の中心となる主体	県	県	民間(SPC)	県・民間(建物所有者)	県・民間(土地・建物所有者)	県・民間(土地・建物所有者)				

※1 DBO: Design-Build-Operate の略語。公共が資金調達を行い、公共施設等の設計・建設・維持管理・運営を民間事業者に包括的に委託する事業方式。

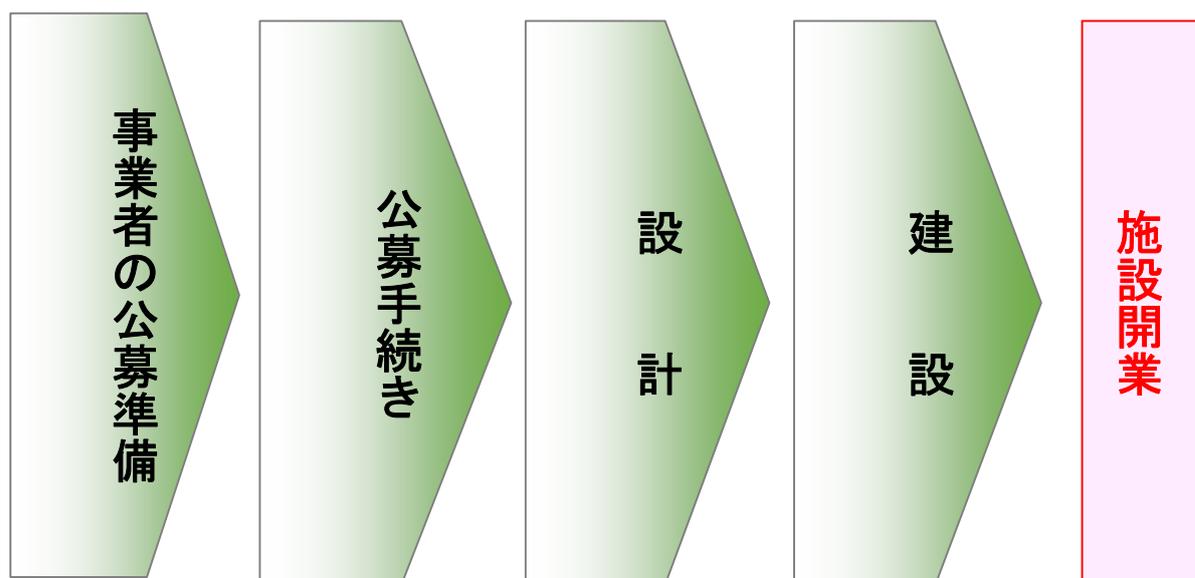
※2 PFI: Private-Finance-Initiative の略語。民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の設計・建設・維持管理・運営を行う事業方式。

6-2 事業の流れ

今後の事業の流れは、以下のとおりです。

なお、県内の他事例では、公募手続きから施設開業までの期間が6年要しているものの、早期の施設開業に向け、取り組みを進めます。

【事業の流れ】



(Memo)

参 考 資 料

東静岡駅南口県有地への「文化力の拠点」基本計画策定専門家会議関係資料

■委員名簿

(◎会長、順不同、敬称略)

氏 名	役 職
◎伊藤 滋	東京大学名誉教授 早稲田大学特命教授
内藤 廣	建築家・東京大学名誉教授
寒竹 伸一	静岡文化芸術大学大学院教授
石原和幸	(株)石原和幸デザイン研究所代表取締役
東 恵子	東海大学海洋学部教授
伊東 幸宏	ふじのくに地域・大学コンソーシアム理事長 静岡大学学長
荒木 信幸	ふじのくに地域・大学コンソーシアム顧問 静岡理工科大学名誉学長
石塚 正孝	静岡県コンベンション・アーツセンター館長
酒井 公夫	(公財)静岡観光コンベンション協会理事長
藤田 圭亮	(株)なすび代表取締役社長

■開催経緯

<p>第1回専門家会議</p>	<p>1 開催日時 平成27年8月24日(月曜日)午後4時から午後6時 2 開催場所 静岡県庁別館9階第1特別会議室 3 議 題 東静岡駅南口県有地に整備を見込む「文化力の拠点」の整備イメージについて</p>
<p>第2回専門家会議</p>	<p>1 開催日時 平成27年12月25日(金曜日)午後4時から午後6時 2 開催場所 静岡県庁別館9階第1特別会議室 3 議 題 ・第1回専門家会議における意見への対応について ・「文化力の拠点」への導入機能・規模イメージ案(たたき台)について ・「文化力の拠点」活用案の提案 ～大学コンソーシアムの拠点機能形成の観点から～</p>
<p>第3回専門家会議</p>	<p>1 開催日時 平成28年3月23日(水曜日)午後3時から午後5時 2 開催場所 静岡県庁別館9階第1特別会議室 3 議 題 ・「文化力の拠点」への導入機能・規模イメージ案(たたき台)について ・「文化力の拠点」レイアウトイメージ案(たたき台)について ・「文化力の拠点」活用案の提案 ～大学コンソーシアムの拠点機能形成の観点から～ ・外部空間の緑化の考え方・ポイントの提案</p>
<p>第4回専門家会議</p>	<p>1 開催日時 平成28年6月10日(金) 午後2時から午後4時 2 開催場所 静岡県庁本館4階 特別会議室 3 議 題 ・「文化力の拠点」導入機能、規模イメージ案 ・「文化力の拠点」施設構成イメージ ・「文化力の拠点」の整備・運営のあり方 ほか</p>
<p>第5回専門家会議</p>	<p>1 開催日時 平成28年8月24日(水) 午後4時から午後6時 2 開催場所 静岡県庁本館4階 特別会議室 3 議 題 ・「文化力の拠点」基本計画案</p>

■設置要綱

(設置)

第1条 「“ふじのくに”の『文化力』を活かした地域づくり基本構想 平成27年3月」を踏まえ、東静岡駅南口県有地に整備を見込む「文化力の拠点」の具体化を図るため、基本計画の策定に向けた協議・検討を行う専門家会議を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門家会議は、建物の施設計画、外部空間のデザイン・景観、整備・運営のあり方など、基本計画を策定するために必要な事項について、協議、検討する。

(組織)

第3条 会議は知事が委嘱した委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、この要綱の施行の日から平成29年3月31日までとする。
- 3 会長は、知事が指名する。
- 4 会長は、会議を代表して会務を総括する。

(会議)

第4条 会議は会長が招集する。

- 2 会議は公開とし、その傍聴に関して必要な事項は別に定める。
- 3 会長は、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、静岡県政策企画部政策推進局地域振興課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。